

石山寺増改築工事の財政と銭貨

さかえはらとわお
栄原永遠男

要旨

古代における銭貨流通を、政策意図ではなく、その実態において明らかにすることは、史料の関係でかなり困難である。本稿は、そうした中で、古代の文献史料を用いてその具体的状況を浮かび上がらせる試みである。古代の文献史料の中でそのようなことが可能なのは、正倉院文書しかない。正倉院文書は、多様な文書群から成り立っているが、今回取り上げたのは、そのうち造石山寺所文書ぞういしやまじしよの一群である。

造石山寺所文書は、天平宝字5~6(761~762)年に行われた石山寺の増改築工事に関するさまざまな帳簿や文書からなるが、そのうち「造石山院所解ぞういしやまいんしよげ(秋季告朔)」、「造寺料銭用帳ぞうじりょうせんようちよう」、「米売価銭用帳こめばいか」、「雑物収納帳ぞうもつしゆうのうちよう」や山作所関係帳簿には、銭貨の供給や、銭貨を用いた売買が行われていたことが記されている。

その状況をさらに分析すると、造石山寺所があった勢多せた(瀬田)付近には国府市こくふいちがあり、勢多荘せたのしやうも存在し、この3者を中心に、かなり銭貨が流通していた状況を知ることができる。また、この造営工事によって引き起こされた物資や人間の移動により、勢多地域以外の近江国内にも銭貨が普及していったことを推定することができる。

キーワード：銭貨流通、正倉院文書、石山寺、造石山寺所、山作所、
勢多(瀬田)、国府市

本稿は、日本銀行金融研究所からの委託研究論文である。ただし、本稿に示されている意見は日本銀行あるいは金融研究所の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りは、すべて筆者個人に属する。

栄原永遠男 大阪市立大学大学院文学研究科教授 (E-mail: sakaehar@lit.osaka-cu.ac.jp)

1. はじめに

古代における銭貨関係の文献史料の中では、正倉院文書が質量ともに他を圧倒している。これをどう使いこなすかが、文献史料による貨幣研究・銭貨研究の1つの重要なポイントである。

正倉院文書は、いろいろな種類の文書群の集合体である。その中に中倉文書^{ちゅうそうもんじょ}が含まれているが、これが正倉院文書のかかなりの部分を占めている。中倉文書の中身も雑多であるが、主として写経所^{しやきやうじよ}関係文書と造石山寺所^{ぞういしやまじしよ}関係文書の2グループに大別される。そのそれぞれについて、かなりの量の銭貨関係史料を含んでいるが、本稿では、そのうちの造石山寺所関係文書のグループを対象を限定することとする。

造石山寺所関係文書は、正倉院文書の常として、多くの断簡^{だんかん}に切断、分離された状態で現存している。したがって、研究を進めていくための前提として、各断簡の接続関係の確認や、それにもとづく帳簿類の復元が必要不可欠となる。その作業にはかなりの時間と労力を要するが、幸いにも、すでに福山敏男^{ふくやまとしお}¹、岡藤良敬^{おかふじよしたか}²によって、ほぼ基礎的な研究は成し遂げられているとみてよい。また、正倉院文書の原本調査のデータが公表されており³、それによって両人の成果をほぼ追認することができる。したがって、細部については問題が残っているが、大枠については、この2人の仕事を参照してさしつかえないと考える⁴。

この基礎のうえに立って、造石山寺所関係文書を用いて、かなりの研究がなされてきている。まず、天平宝字5~6(761~762)年における石山寺そのものの増改築工事の具体的な進行過程が、かなり詳細に明らかにされている⁵。

次に、造石山寺所と契約関係を結んで、工賃を受け取って仕事をする様工^{ようこう}という労働者集団がいたが、その労働実態、契約内容の研究がある⁶。それから非常に多くの雇用労働力が使われていたが、その雇用労働力の実態に関する研究も行われている。この工事には、徴発による無償労働力も大量に投入されたが、その実態と雇用労働力との関係の研究もある⁷。

また、造石山寺所関係文書の中には、石山寺の増改築に必要な材木を確保するために、現在の信楽地方にあった建物を購入し、それを解体して石山まで運んでくることに関する一連の関係史料がある。この件については、非常に複雑な経緯

1 福山 [1943]。

2 岡藤 [1985a, b, 1987]。

3 東京大学史料編纂所編 [1987, 1988, 1994, 1999]、宮内庁正倉院事務所編 [1988, 1989, 1990a, b, 1991, 1992, 1993, 1994, 1995, 1996, 1997, 1999, 2000, 2001]。

4 造石山寺所関係文書の研究は、福山敏男・岡藤良敬の2先駆者の後を受けて、山本幸男によってさらに進められている。山本 [1997a, b, 1998a, b]。

5 注1、2に同じ。

6 直木 [1962, 1963]、浅香 [1967]、米倉 [1994]。

7 彌永 [1951]、田中 [1975]、櫛木 [1984]。

をたどっており、どこでどのように筏に組んで流して石山まで運んだか、その契約関係はどのようなものであったのかなど、かなり詳細なことまで解明されている⁸。さらに、輸送手段として車を多用しているが、運搬手段の研究もまた行われている⁹。

天平宝字5(761)年に孝謙太上天皇^{こうけんたいじょうてんのう}が勅を出し、石山寺の増改築現場の技術者を動員して、鏡を鑄造させたが、造石山寺所関係文書にはそれに関する一連の史料も含まれており、その研究も進んでいる¹⁰。具体的には、鏡鑄造の財源の一部に、東大寺が近江国愛智郡に持っていた封戸からの収入を充てたが、その封戸物の取り立てに関する史料による研究が行われている¹¹。また、石山寺に供えるための大般若経の写経事業が並行して行われていたが、その研究も行われてきた¹²。

しかし、これらを振り返ってみると、流通関係一般にふれた仕事はあるにはあるが¹³、十分でなく、銭貨の流通そのものに焦点を当てた研究はまだない。この点に着目して、銭貨流通の実態を造石山寺所関係文書によって解明することが、本稿のめざすところである。

この工事によって、大量の物資と多数の人員の流動が引き起こされたが、それに銭貨がどのように関連していたのか、銭貨はこの流動にどのような役割を果たしていたのか、銭貨流通の状況はどうであったのか。これらを史料の中から探っていきたい。なお、関係地名の位置関係を把握する便宜のために、福山敏男作成の図¹⁴を補訂して収録する(図1)。

8 松原 [1976]、松平 [1976]、岡藤 [1993, 1998]、大橋 [1995]、

9 森田 [1973]、

10 斉藤 [1959]、中野 [1967a, b]、

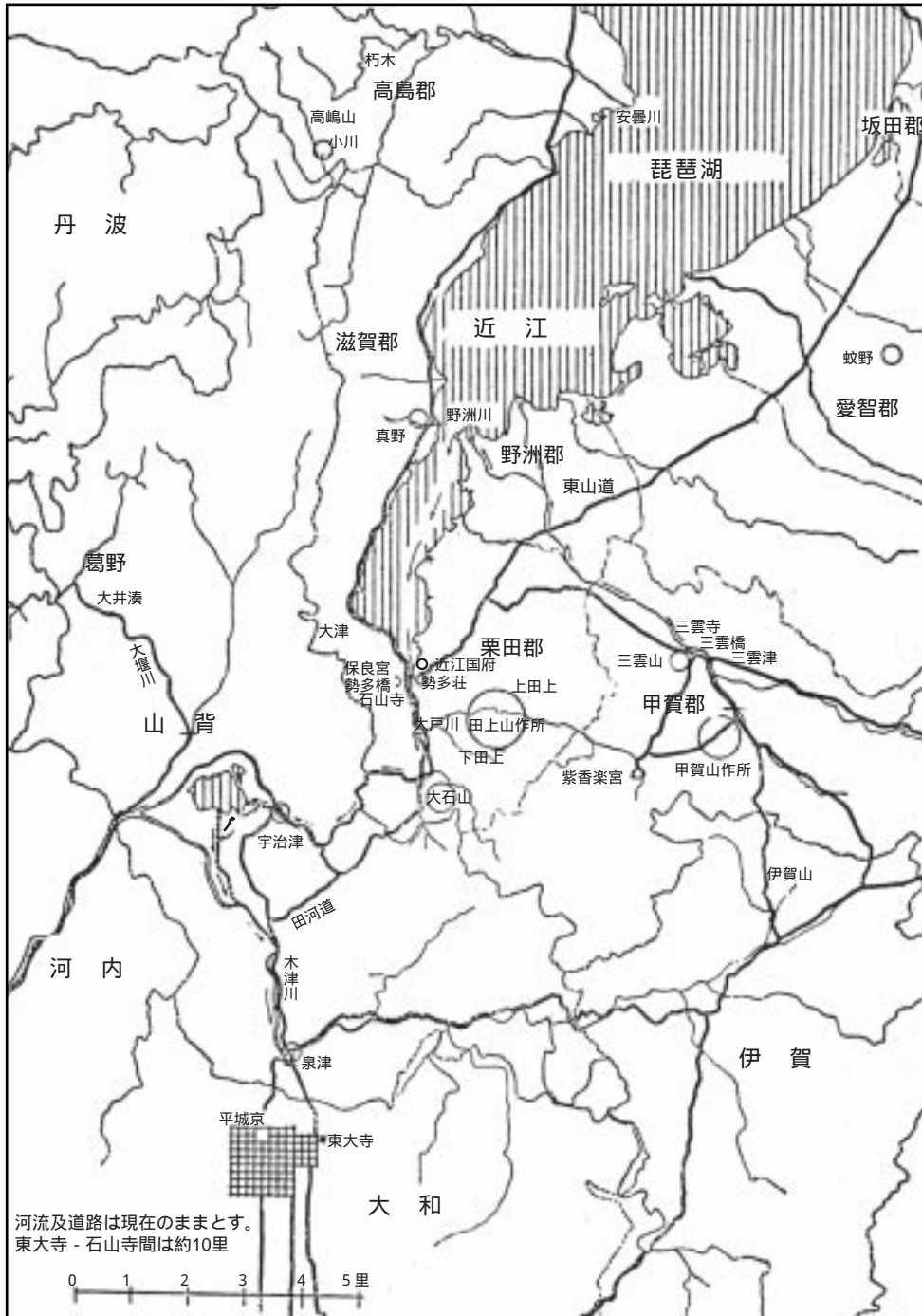
11 西 [1989]、北條 [1975]、

12 栄原 [1980]、横田 [1978]、

13 松原 [1977]、鷲森 [1994]、

14 注1論文「第一八図 石山寺造営に関する略地図」を補筆修正。

図1 関係位置図



資料：福山敏男原図 補筆修正

2. 「造石山院所解」(秋季告朔)の分析

(1) 史料の性格と提示

「^{ぞういしやまいんしょげ}造石山院所解(造石山院所解(案))」¹⁵(通称、^{しゅうきこうさく}秋季告朔)¹⁶は、造石山寺所(造石山院所ともいう)が担当した石山寺の増改築工事の最終決算報告書の控えである。冒頭1行目に「用紙冊四張」とある。当時の1紙の平均的な左右幅は、約50～50数センチであるから、全体で20メートル以上の非常に長大な巻物であったことになる。

ところが、現在は非常に多くの断簡に^{だんかん}分断された状態で残っているので、その復元を行うことが、研究の前提条件なのである。この点については、前述のように、福山敏男、岡藤良敬によって、かなりの程度まで行われているので、その成果にもとづいて、ただちに内容の検討に進みたい。以下、必要な箇所をいくつかに分けて提示することとする。

さて、この秋季告朔は、冒頭の約4～5紙分の傷みが激しい。これは、この告朔解案が、もとは左から右に巻かれており、冒頭部分がいちばん外側になっていたためである。そのため、外側が最も傷んでいるのである。

ところが、銭貨に関する決算は、その部分に記されていた。したがって、最も知りたい部分が、最も破損が激しいという、本稿にとって厳しい状況にあるのである。しかし、断片的に文字が残っている部分もあるので、その部分を手がかりにすれば、多少の検討は可能である。

[史料]

- 1 [] 等事 用紙冊四張
- 2 [] 捌貫玖伯伍拾文
- 3 [] 廿八貫請奈良司
- 4 [] 貫 [] 年十壹月十四日
- 5 []
- 6 [] 十五貫三月十六日
- 7 [] 月九日
- 8 [] 日
- 9 []
- 10 [] 年料租米内五石五斗
- 11 [] 石別一貫

15 以下、「」で示す文書名は、『大日本古文書(編年)』の命名である。また、()内に併記するものは、注3目録の命名である。

16 この帳簿は、多くの断簡に分離しており、それぞれ「造石山院所用度帳」「造石山寺料銭用帳」「造石山院所解案」「造石山院所解」等の名称が付けられている。その復元については、岡藤[1985a, b, 1987]、

- 12
- 13
- 14 百廿二 四百卅二人功
- 15 三貫九百廿六文山作工八百十七人半功
- 16 貫八百八十三文田上鎰懸山作工六百卅八人半
- 17
- 18 作工一百 ^(六十七力) 人功
- 19 十四人半功
- 20
- 21 廿人功 人別壹文
- 22 人別十六文 十人別十四文
人別十文
- 23 物桴工功食料
- 24 宇治橋本功食料
- 25 本 泉津功食料
- 26 百八十六文雇夫并女三千六百九十三人半功
- 27 五百八十六文山作夫壹千四百五十人半功
- 28 田上山作夫壹千二百十三人半功
- 29
- 30 買山作夫二百卅七人功
- 31
- 32 十三人功
- 33 五人功
- 34
- 35 人別五文
六人別四文
- 36 四 別五文
*「六」
廿 人別四文
- 37 百卅五文買食物価
- 38 二百六十九文買米六十六斛四斗二升
- 39 直 斤別六文
- 40 壹百斤二兩直 八十九斤々別五文
十壹斤々別四文
- 41 升直 升別三文
- 42 買水惹壹百卅五把直 七十二把壹文別四把
六十三把壹文別三把
- 43 卅六文買茄子八斗四升直 升別四文
- 44 買粉酒二斛六斗四升直 二石二升々別十文
六斗二升々別九文
- 45 買雜物価
- 46 兩別八文
- 47
- 48
- 49 人別二張

- 50 (六十六文墨州巻力) 挺直 四挺別三文
廿七挺別二文
- 51 [] 管直 別二文
- 52 (百六力) 十五文買墨縄七条直 四条別廿四文
三条別廿三文
- 53 百七十九文買漆四升巻合直 升別州六文
巻合州五文
- 54 [] 六 [] 各巻尺直
- 55 [] 釜 直 受三斗
- 56 (巻貫千八百八十六力) 文買藁四百十六捆直 二百廿二捆別五文
百九十四捆別四文
- 57 [] 廿了別二文
七十六了別巻文
- 58 [] 七十八捆直
〃〃〃〃〃〃
- 59 [] 雲橋本百六十八捆直 百六十三捆別八文
〃〃〃〃〃〃〃〃〃 五捆別七文
〃〃〃〃〃〃
- 60 [] 買大石山四百十四捆直 「捆別十二文」
三百卅一捆別十三文
〃〃〃〃〃〃〃〃〃
- 61 [] 九十六捆直 「九十一捆十六文」
卅八捆別十三文
〃〃〃〃〃〃〃〃〃
卅八捆別十二文
〃〃〃〃〃〃〃〃〃
「五捆別十五文」
- 62 [] 器買
- 63 [] 合直 別廿文 廿二文買筥八合直 六合別三文
二合別二文
- 64 [] 三合直 別十文 百十文麻筥七口直 五口別十六文
二口別十五文
- 65 [] 二口直 別卅文 十二文買杓五柄直 四柄別二文
二柄四文
- 66 (七十文力) 箕二舌直 巻舌卅四文 六十文買竈戸五口直 別十二文
巻舌卅六文
- 67 [] 卅二文塙十七口直 十五口別二文
二口別一文
- 68 [] (十六文力) 買片坏十六口直 (一文力) 別
- 69 []
- 70 [] 枚直 枚別百文
- 71 [] 六百八十二材直 別十二文
自高嶋山勝 買漕下者
- 72 [] 車庭運川津雇車十七両賃 兩別七十文
- 73 [] 奈良来雇駄巻匹賃 負銭十五貫 鉄州庭 *「」(挺)
- 74 [] 山作并足庭用如件
- 75 [] 卅五文買信楽殿働并壊運夫等功食功料 *「廿文」 (マヽ)レ

(2) 錢貨収入

まず、1行目は冒頭の事書きである。かなり欠落しているが、福山は「造石山院所解 申請用錢并雜物等事」と復元しているが、それで妥当である。2行目には [] 8貫950文とあるので、いちばん最初の項目として錢貨が取り上げられていることがわかる。

3行目に「奈良司より請く」とある。これは、ある金額を、造石山寺所が「奈良司」すなわち上級官庁である造東大寺司^{そうとうだいじし}から、現金で受け取った記載である。3行目の上部が欠落しているために、下2桁の28貫しかわからないが、造石山寺所は、3桁の錢貨を造東大寺司から受け取っていたことが推測される。なお、支給者を造東大寺司とする点については、後述したい。

それに続く4～8行目の部分には日付が記されているので、造東大寺司から何回かに分けて錢貨の支給を受けたことを示している。9行目もおそらく同様であろう。

では、錢貨の収入は、造東大寺司からの供給のみかということ、どうもそうではなかったらしい。というのは、10行目に「 [] 年料租米内五石五斗」とあるからである。

この「租米^{そまい}」とは、おそらく先述の愛智郡にあった封戸から租として徴収された米のことであろう。11行目に「石別一貫」とあるのは、10行目の内訳とみられるから、租米は売却されて換金されたのである。

このように、錢貨の項目に租米が出てくるのは、租米を換金した錢貨を財源として使ったためであった。また、「内」とあるので、換金されたのは租米の一部であった。すなわちこの10行目は、租米のうちの5石5斗を売却して錢貨に換えたということを記録しているのである。

本稿の立場からすると、この租米売却が、どこでどのようにして行われたかが重要である。しかし、「造石山院所解」では、残念ながらその点は明らかにならない。

以上によると、造石山寺所の錢貨財源は、造東大寺司からの現金送金だけではなく、租米の売却代金もあったということが出来る。それ以外の錢貨財源がもしあったとすれば、それは12行目、13行目に記載されていたはずである。しかし、残念ながら両行とも欠落しているので、その他の錢貨収入があったかどうかは不明とせざるを得ない。

(3) 錢貨支出

次に、錢貨の記載は支出項目に移るが、まず問題なのは、どこまでが収入項目の記載で、どこからが錢貨支出の記載なのか、その変換点がよくわからないということである。14行目以降は、「工」と「夫」に対する賃金の項目であるから、すでに錢貨支出記載に入っている。

後掲するように、福山は14行目を木工に対する功錢の合計項目とみており、また、21、22行目は、木工と同格の位置づけにある^{ひわだぶきこう} 松皮葺工・^{どこう} 土工の項であるとしている。

これらは妥当であると考えられる。そうすると、14、21、22行目の各項を総括する記載が13行目になければならないことになる。

さらに、次に述べる銭貨支出記載全体の構造によると、13行目に想定される記載は、各地に設定されていた杣すなわち山作所^{さんさくじょ}と造営工事現場である足庭^{あしば}に関する総括にとどまり、買信楽殿壊運（信楽にあった建物を購入し、それを解体して運ぶ）に関する銭貨支出を含んでいない。そうすると、この両者を含む銭貨支出の全体を総括する記載が、13行目の前にさらにあったことになる。これによると、12行目から銭貨支出の記載に移行したと推定されることになる。

銭貨支出記載の全体構造を認識するためには、74行目の「山作并足庭用如件」という記載に注目する必要がある。この記載は、「～如件」とあるので、それ以前のことを受けているはずである。そうすると、それ以前のこと（12～73行目）とは、山作所と足庭とにかかわることであったことになる。ところが、その次の75行目には「廿文買信楽殿価并壊運夫等食功功料」（訂正後の記載）とある。したがって、これ以下は、買信楽殿の壊運に関する記載であることになる。すなわち、74行目以前とは別の内容なのである。

これらからみて、銭貨支出項目の全体は、山作所ならびに足庭関係の支出と、買信楽殿壊運関係の支出との大きく2項目に分けて記されていたことになる。このうち後者の買信楽殿壊運の件については、前述のように、これまでにその複雑な経過が明らかにされている。しかし、本稿ではそれには言及せず、山作所と足庭の関係についてみていきたい。

さて、山作所と足庭関係の銭貨支出は、13～73行目に記されている。そこで、この部分の構成について、簡単にみておきたい。福山は、14行目が「木工」の総計記載で、その内訳が15～18行目の「山作工」と、19～20行目の「足庭作工」に対する賃金支給の項目で、さらに前者の内訳が16、17行目の田上^{たなかみ}鑑懸^{かきかけ}山作所の木工、18行目の甲賀^{こうが}山作所の木工に関するものであるとしている。

次に、福山の復元によると、21行目が松皮葺工、22行目が土工に関するものであるという。また、残存している文字から、23～25行目が^{いかだこう}桴工に関する記載であることがわかる。

26行目以下は「雇夫并女」の項である。まず27～31行目で山作夫について記され、その内訳が28、29行目の田上山作所の夫、30、31行目の甲賀山作所の夫である。さらに、福山復元によると、32～34行目は足庭作夫、35行目は堂童子^{どうどうじ}、36行目は雇女^{こじょ}の記載であるという。

以上につき、福山はそれぞれの額を次のように想定している。内訳部分を省略して、次にその要点のみを示しておく（各行先頭の数字は、史料の行数に対応している。内訳関係を考慮して各行冒頭の位置を整理した。また、各項の内訳は省略）。

17 大橋 [1992]、筒井 [1955a, b]、大日方 [1987]、

- 14 24貫122文 木工1432人功
- 21 2貫200文 桧皮葺工269人功
- 22 1貫34文 土工76人功
- 23 6貫860文 白石山於奈良漕材530物桴工功食料
- 26 (約43貫) 188文 雇夫并女3693.5人功
- 27 21貫586文 山作夫1450.5人功
- 32 (約22貫) 文 足庭作夫2153人功
- 35 274文 堂童子56人功
- 36 194文 雇女34人功

次に、37～44行目は「買食物価」すなわち食物の購入を記録した部分である。福山は、その総額を約47貫と推定している。38～41行目が米、42行目が水葱、43行目が茄子、44行目が粉酒であり、それぞれその内訳が記されている。

45行目以下は「買雑物価」すなわち食物以外の雑物の購入記載である。福山の推定によれば、その総額は約10貫600文である。46～49行目は不明であるが、50行目以下に墨(50)、筆(51)、墨縄(52)、漆(53)、釜(55)、藁(56)と、おそらく桧皮が挙げられている。桧皮は58～61行目に記されている。

さらに62行目には「器価」という文字しか見えないが、「買雑器価」の項目であると考えられる。福山は総額を550文と推定している。63～68行目の2段に分けて記されている部分が、その内訳である。

69～73行目の性格ははっきりしないが、「材直」「漕下」(71)、「雇車」(72)、「雇駄」(73)など、材木の購入とその運搬に関する記載のようである。福山は、材木の購入総額を8貫784文、車賃・駄賃を1貫290文と算出している。

(4) 物品の入手

前項までに、「造石山院所解」(秋季告朔)の銭貨収支に関する記載の構成について検討してきた。それを受けて、次に銭貨支出に注目して、銭貨がどのように使用されて造石山寺所から流れ出していったのか、その状況を具体的に検討することとする。

そこで、それぞれの物品について、物品単位にどのようにそれを入手し、どのように使用したかをみていきたい。秋季告朔の諸物品の用残を記した部分には、それぞれの物品について、納入量、納入方法(購入か否か。後者の場合はどこから供給されたか)、用途と使用量、残額等が詳細に書き挙げられている。それを表にしたものが、別表1である。次に、そのうちのいくつかの例を挙げておく。

[史料]

1 鍬陸拾口請奈良司廿口五年十二月十日
冊口同月十四日

(中略)

2 白綿參兩用作温船二隻料

3 賃布二尺伍寸用篩白土赤土料 已上二物買

4 租布式拾壹段廿段自大僧都御所充給
一段一文買

(中略)

5 鉄釜壹口受三斗
買

(中略)

6 桧皮壹仟柒「伍 肆 陸」伯式拾壹「五百十」畝

六百七十八畝百六十八畝買三雲橋本 四百十四畝買大石山
九十六畝買院中

一千卅三畝「卅六」
「五十五」令採六百八十一畝田上山作所 三百畝大石山
六十二畝甲賀山作所

(中略)

7 米「間」式伯陸拾捌「柒 肆 三」斛「五七」捌斗白一百卅三石二斗五升
黒一百卅五石五斗五升
一十斛五斗請奈良司一石五斗六年正月七日
十石同年四月十日

卅五斛三斗愛智郡宝字五年料庸米「封」

一百廿五斛五斗同郡四年料租米「封」

一百廿斛見米進所レ

五斛五斗代進銭四貫九百五十文石別九百文 米目錄不入

九十斛五斗二升買

六十六斛四斗二升買足庭白十三石二斗五升
黒五十三石壹斗七升

廿四斛一斗買信楽殿「依大僧都直壞運信楽板殿所即附領僧宝慶師并法宣等買」壊所「封」

二斛四斗八升黒 御鏡鑄料自内裏給出

(中略)

8 塩肆式升捌合捌夕「斛」
四升九合六夕 御鏡鑄料自内裏給出 六斗自院三綱所進三
石三斗七升九合式買

(下略)

別表1では、まず「品目」欄に、秋季告朔の用残記載部分に挙げられている物品を、その順序に列挙している。次に、その各品目について、その供給元もしくは入手方法を、欄ごとに分けて示している。はじめの「買」欄は、購入したことが記さ

れているものである（史料 の2、3）。これについて、今はその多さに注意するのみで、詳細は後述する。

次に、購入以外の方法で入手した物品（現物入手）について、入手先ごとにその数量を記している。「奈良司・奈良」の欄には、奈良にある造東大寺司から（同1）、また次の「院三綱所」欄には石山寺の三綱から、供給された物品とその数量をそれぞれ記している。造東大寺司と石山寺の財政は、造石山寺所の財政とは別会計になっていたので¹⁸、秋季告朔に、それぞれどこから造石山寺所の会計に振り込まれたかを注記したのである。「大僧都御所」欄は、造営工事の指揮系統のいちばん頂点にいる良弁から、わずかだが布が振り込まれたことを示している¹⁹（同4）。

「内裏」欄にみえる物品は、すべて「御鏡鑄料」であり（同7、8）孝謙太上天皇が発願して作らせた鏡に関するものである。「小石山」から納入された物品も同様である。この事業は、これだけで独立採算でまとまっているので、以下の考察の対象からは除外する。「木工所」欄は、造東大寺司管下の部署で、そこから供給された物資（蒲花のみ）を挙げている。

「田上山」欄は、田上山作所からの物品納入を記録している。これは、現在でも石山の近くに上田上・下田上という地名があり（図1参照）その付近に設定されていた杣すなわち山作所のことである。「(個人)」欄は、供給者が個人名で出てくる場合である。このうち、猪名部枚虫は勢多荘の荘領であるので、彼の名のみえる赤土5斗は、勢多荘からの物品納入を意味する。

以上が、現物入手による物品である。これによると、石山寺増改築工事に当たって、関係の所々から納入されるものが多かったことがわかる。これに対して、本稿でとくに注意すべきは、後者の「買」という記載を持っている場合である。これは、その物品を購入したことを示しているので、その代金が銭貨で支払われ、造石山寺所から購入先に渡ったことを意味する。

これが、造石山寺所の物品入手の中で、どの程度の比重を占めていたのかをみるために、別表1をさらに整理したのが、次の表1である。

この表1「物資の購入と現物入手」では、まず、この工事のために入手された諸物資を「容器など」「用具・資材」「食料」に区分した。次に、それぞれの区分で、購入と現物入手の両方によるもの、購入によるもの、現物入手によるもの、の順序で配列した。

まず「容器など」では、購入と現物入手の両方で確保している物品には、明櫃・折櫃などの木製品と、陶片杯などの陶器の両方が含まれている。また、購入のみの物品と現物入手のみの物品とのあいだに、原材料や製法などでとくに注意するほどの差異はない。その中で、鉄釜に注意したい（前掲史料 の5）。これは1つだけが購入しており、鉄器の流通という点から注目すべきことである。

18 造石山寺所の官司としての性格については、鷲森 [1992]。

19 良弁と石山寺増改築工事との関係については、福山 [1973]、鷲森 [1988]。

表1 物資の購入と現物入手

区分	物品名	購入	現物入手
容器など	明櫃	4合	2合
	折櫃	3合	15合
	麻笥	7口	8口
	陶片杯	16口	10口
	杓	5柄	2柄
	槽	2口	
	鉄釜	1口	
	箕	2舌	
	塙	17口	
	竈戸	5口	
	盆	3口	
	土盤	11口	
	匙		2口
	木盤		90口
	大笥		40合
	小笥		8合
	笥杯		40口
盤代笥		20口	
用具・資材	租布	1段2丈	20段
	紙	200張	200張
	墨	31挺	10挺
	藁	416捆	29捆
	桧皮	510捆	1036捆
	俵縄	96了	77了
	白綿	3両	
	賁布	2尺5寸	
	鹿毛筆	10管	
	墨縄	7条	
	五色幣帛	各1丈	
	漆	4升1合	
	鍬		60口
	阿膠		1升
	砥		2顆
	黒葛		150斤
	葛野席		8枚
	折薦		8枚
	畳		5枚
	蒲花		100枚
赤土		5斗	
針縄		15了	
和炭		88石	
		12石	
食料	米	90斛5斗2升	183斛7斗8升
	塩	3石3斗7升9合2夕	6斗4升9合6夕
	海藻	15斤	219斤10両
	滑海藻	100斤2両	263斤10両
	苴	4斗3升	2斛9斗
	粉酒	2石6斗4升	2石3斗5升
	水苾	135把	
	茄子	8斗2升	
	醬		9斗
	末醬		2斛3斗8升
	酢		6斗5升
	酢滓		2斛4斗
	醬滓		3斗
	滓醬		8升4合
	漬菜		2斛

全体として、所々からの納入による現物入手の割合の方が大きいですが、購入による入手もまた、ある程度の数に達している。購入によって容器などが確保されているという事実は、石山周辺でその容器類が流通していたこと、その売買を通じて、石山周辺に銭貨が投入されていったことを示している。

次に「用具・資材」については、租布（同4）・紙・墨・^{しふ}賃布（同3）・^{かけひつ}鹿毛筆・五色などの手工業品が購入されていることに注意したい。これらの物品の生産と流通に注意したい。また、鉄製品の^{ちようのざつづつ}鍬（同1）がすべて奈良司から現物支給されている点は、前述のように鉄釜が購入されていることと対比して、注意される。鍬が調雑物の品目であることと関係するかもしれない。

そのほかでは、藁をかなり大量に消費しているが、そのほぼ全額が購入されている。しかし、この購入の実態に関しては、手がかりがない。これに対して、桧皮の場合は興味深い（同6）。

桧皮については、購入と現物入手の両方の場合がある。それを簡単に整理すると、表2「桧皮の入手経路」のようになる。

表2 桧皮の入手経路

買678圀	510圀	令採1043圀	1036圀
168圀	三雲橋本（抹消）		
414圀	大石山	300圀	大石山
96圀	院中		
		681圀	田上山作所
		62圀	55圀 甲賀山作所

別表1の「桧皮」の項にも記したように、最初は678圀を購入したと記されていたのであるが、その後510圀購入したと訂正されている。その理由は、^{みくもはしもと}三雲橋本で168圀を購入したといったん書かれて、抹消されているので、その分を差し引いた結果である。採取の方も訂正があるが、これは甲賀山作所の数値が変更されたためである。

購入場所は、大石山414圀と院中96圀である。これに対して、採取場所は、田上山作所681圀、大石山300圀、甲賀山作所55圀である。ここで注意すべきは、購入は三雲橋本と院中、採取は田上山作所・甲賀山作所・大石山というように、それぞれ別の場所で行われるのが通例であった。

ところが、注意すべきは、大石山のみで、購入と採取の両方が行われている点である。大石山は、石山寺から南に下った所に、現在でも大石という地名が残っている（図1参照）。そのあたりに設定された^{はくりのおやま}柚である。ここでは、様工の^{はくりのおやま}羽栗大山等が活動していた。後に取り上げる「造石山寺所雑材并桧皮和炭等納帳」（材納帳、史料）によると、現物納入分も購入分も、ともにこの集団が採取したものであったことがわかる。

次に「院中」で購入されたとされているが、院中とは造石山院所の中を指す。そこで購入したというのであるから、だれかがそこまで椀皮を運び込んできたものを、造石山寺所が買い付けたことを示している。

最後に「食料」について検討したい。このうち、まず米に注意する必要がある(同7)。その総額274斛3斗のうち、90斛5斗2升が購入されている。そのうち66斛4斗2升は足庭での購入であった。足庭にだれかが米を運び込んできて、その場で買ったことを示している。また、24斛1斗は、信楽殿壊運関係での購入であった。

これらの購入による確保に対して、現物による入手は、(1)奈良司(造東大寺司)からの支給分10斛5斗、(2)愛智郡にあった東大寺の封戸の天平宝字5(761)年料の庸米45斛3斗と、(3)同4年料の租米125斛5斗の徴収の3つに分かれている。

この(3)のうち、5斛5斗は、銭貨で納入された。この点は、先に租米のうち5石5斗が売却されたことを指摘したこと(秋季告朔の引用10、11)と対応する²⁰。この事情は明らかでないが、上記の購入だけでなく、この形でも銭貨が関係している点に注意したい。

主食の米は、購入に頼る部分があったが、現物で入ってくる場合もかなり多かった。これに対して、塩はほぼ全額購入している(同8)。したがって、米の流通はある程度展開していたが、それだけでなく、塩の流通もかなりあったとみてよからう。

それ以外では、水葱、茄子などは生野菜である。生野菜は長時間をかけて運べないので、近くから調達している。おそらく石山周辺で売っているのを購入するのであろう。それに対して、^{みそ}未醬、^{ひしほ}醬、酢、酢醬などの発酵食品等々は、保存が利くので、みな奈良から運び込まれており、購入していない。

このように、個々の物品について検討していくと、物品によって入手のあり方に特色があることが浮かび上がってくる。つまり、現物で入手しているもの、購入しているもの、両様で入手しているものなどがあることがわかる。

そこで問題は、造石山寺所が多くの物品を購入によって入手した場合、それをどこで買ったか、ということが重要である。これは非常に興味深い点であるが、同時にわかりにくい点でもある。

この点で参考になる資料が「造石山寺所^{くもんあんちよう}公文案帳(造石山寺所解移牒符案)」の中に含まれている。この帳簿は、造石山寺所が発行した文書の控えと、他から同所に送られてきた文書を、時系列順に貼り継いで、発信した文書と受け取った文書が一覧できるようにしたもので、非常に長大な帳簿である。冒頭に「^{げいちようふあん}解移牒符案」とあるので、これが当時の呼称である。

これも多くの断簡に寸断されてしまったが、かなりの程度まで復元されている²¹。その中に、次の史料のような文書がある²²。

20 ただし秋季告朔11では「石別一貫」とあるが、ここでは「石別九百文」となっており、齟齬がある。

21 『大日本古文書(編年)』15、16、5巻に分かれて収録されている。その復元は、岡藤[1985a, b, 1987]、

22 「造石山院所解案」(続々修18ノ3,15ノ219~220)

[史料]

(山脱)

造石院所解 申可障作物事

一進上錢吉伯文 漆伍夕許并墨繩等可買価

右、為塗雜釘、不得此市買求、仍令買、進上如件、

(中略)

右、条事等、附弓削伯万呂、申送如件、以解、

六年^七六月^二卅日下
〃 〃

これは、造石山寺所が造東大寺司に宛てて出した^け解で、天平宝字6(762)年7月2日付のものである。造石山寺所の^{あんず}案主である^{しものみちぬし}下道主が、いくつかの問題点を指摘し、上級官庁の判断を仰いだり、また依頼したりしている。

そのうち、引用した部分が、本稿にとってきわめて興味深い内容を持っている。すなわち、下道主は、「此市」(この市)では釘に塗るための漆を買えないので、そちらで買ってほしい、そのために墨繩の代金と合わせて100文を進上する、と造東大寺司に書き送っているのである。この史料については、すでに検討したことがあるので²³、ここでは必要な限りで述べるにとどめる。

この文書では、造石山寺所の案主が「此市」で買えないといっている。したがって、「此市」は造石山寺所の周辺にあったはずである。少なくとも漆については、はじめは「此市」で購入しようとしたが、たまたま品不足か値段の関係で入手できなかったといっているのであるから、普通は「此市」を利用しているとみてよいであろう。ここから類推できるのは、造石山寺所が、その周辺にあった市をよく利用している可能性である。では、「此市」はどこにあったのであろうか。

そこで、琵琶湖の南岸部分を拡大した図²⁴を参照されたい。古い地籍図を探ると、勢多川の東岸に「市ノ辺」という小字があることが知られる。その位置は、橋脚が発見されて位置が確定した古代の勢多橋のたもと部分に当たる。したがって、おそらくその付近に市がたっていたことが推定できる。それが「此市」に相当するのであろう。

この市は、造石山寺所に近いのはもちろんであるが、同時に近江国府にも近接している。古代の各国には、国府の経済活動を支える市が存在しており、それを中心として、国府交易圏が形成されていたと考えられる。私は、この国府交易圏の要になる市を^{こくふいち}国府市と称しているが、以上の近江の「此市」は、その実例であると考えられる。石山寺の増改築工事に当たっては、この国府市が利用されていたのであろう。

23 栄原 [1992a]

24 栄原 [1992b]

図2 琵琶湖南岸部分図



資料：足利健亮原図、宋原補訂

その場合、さらに注意したいのは、漆を購入するために準備していたのが銭貨であった、という点である。このことは、「此市」では銭貨が使用されていたことを証している。造石山寺所は、別表1や表1にみられるように、多くの物品を購入によって入手していたが、その購入場所の有力な候補地が「此市」であることは、容易に想像することができる。その購入は、秋季告朔に明記されているように、銭貨によって行われていたのである。

これらのことは、「此市」を通して、造石山寺所から大量の銭貨が放出されていたことを意味する。その銭貨は、「此市」から、さらに在地に浸透していったであろう。

しかし、院中や足庭で購入したケースが存在していることは、銭貨が「此市」で使用されただけでなく、院や足庭に桧皮や米を運び込んできたものに対しても支払われたことを示している。それがどのような存在であるのか、手がかりがない。しかし、銭貨は造石山所から石山周辺に次々と放出されていったことは明らかである。

そこで、この銭貨放出の状況を、別の史料によって、さらに詳しく検討したい。

3. 「造寺料錢用帳」の分析

(1) 錢貨による購入の実態

前節では、秋季告朔の分析を行ったが、その結果、石山寺の増改築工事に必要な物品を確保する場合、上級官司である造東大寺司などからの現物の納入とともに、購入によって確保する場合がかなりあることを指摘し、その購入場所等についても言及した。そこで次には、この購入がどこで、どのようにして行われたか、という点をさらに考えたい。そのために、「造寺料錢用帳（造石山寺所造寺料錢用帳）」²⁵ という史料を検討の素材とする（史料、以下、錢用帳と称する）。

錢用帳は、造石山寺所の造営工事のために錢貨を支出した記録である。何月何日にどういう目的で、どのくらいの錢貨を支出したかが克明に記録されている。その支出の多くは、さまざまな物品の購入のためであるので、われわれの考察にとって重要な帳簿である。そこで、その内容を整理したのが、別表2である。また、必要部分を引用する（史料）。

別表2の最上段に、支出項目を「山作所」「^{ろうこう}粮功」「買材など」「買雑物」「その他」の5項に整理している。最初の「山作所」は、各山作所関係で支出した項目を集めたもので、さらに甲賀山作所関係（次の引用史料の(1)、以下同じ）、田上山作所関係（史料の(2)）の記載に分けている。

次の「粮功」欄には、造営事業に従事した人間の食料の購入、給料の支給に関する項目をまとめている（史料の(3)）。様工関係の記載もここに含めている。「買材など」は材木等の購入記載である。材木以外に、建築資材である桧皮、藁もここに含めている。「買雑物」は、それ以外のさまざまな物品の購入に関する記載である（史料の(4)）。

なお、錢用帳には、各項の支出錢貨がどのようにして捻出されたかが記されている場合がある。それらを別表2ではS「借用」、B「売価」等と表示したが、これについては後述する。

[史料]

(1) 五年十二月廿四日下錢捌貫 ^{新二貫}
_{古六貫}

右、甲賀山作^レ附料、橋守金充遣如件、
六年正月一日下錢柒貫
右、山作所領橋守金弓等所、附秦足人、充遣如件、

25 「造寺料錢用帳」「造石山院所錢用帳」などの名称で『大日本古文書（編年）』に収録されている。岡藤 [1985a, b, 1987] の復元による。

(2) 十六日下銭五貫

右、田上山作所附阿刀乙万呂玉作子綿、充遣如件、
 又下銭拾貫 三貫二月三日附玉作子綿 二貫同月卅日附玉作子綿
 三貫同月十八日附道豊足 二貫同月廿八日附泰足人

右、田上山作所下充銭如件、

(天平宝字6年1月8日条)

(3) 又下銭参貫陸伯玖拾玖文

二百八十九文雇工十九人功 三人別十七文 二人別十四文
 十四人別十五文

三貫三百卅文雇夫

七十五文雇女十五人功 人別五文

右、正月并二月上旬以往雇工并夫及雇女等功如件、

(4) 五年十二月廿七日下午銭壹伯玖拾肆文 二

六十二文幣帛価 玉卅二丸直四文 鈴巻口直八文 鏡巻面直六文 已上山作神祭領充
 色紙二枚直四文 五色各五尺直卅文

卅五文紙五十張直 五十文墨廿挺直 中品二挺
 下品廿挺

卅五文墨縄七丈二尺直 十二文鹿毛筆六管直

右、山作所神并祭雜用料買物等価、下用如件、

「山作所」に対する銭貨支出は、(1)(2)のように、甲賀・田上両山作所に対する支給を記すのみで、支給された銭貨が、両山作所でどのように使用されたかという点までは記されていない。この点は、山作所関係の帳簿によって検討する必要があるため、後に節を改めて取り上げたい。

次に、「粮功」は、(3)のように、雇工・雇夫・雇女に対する功銭の支給を中心とするが、信楽殿の壊運夫や、時々 of 使者の功銭や食料費も支出されている。このように、給料(功直)は銭貨で支給されることが原則であったことを確認しておきたい。

次に、諸物品の購入について検討するために、表3を作成した。

表3 「造寺料銭用帳」と秋季告朔の比較

容器など	麻笥、明櫃、折櫃、杓、竈戸、瓮、埴、片杯、陶片杯、土片杯、箕、槽、土盤	共通
	小笥、片椀、木升、鎌、川船、窪杯	銭用帳独自
	鉄釜	秋季告朔独自
用具・資材	幣帛、紙、墨縄、綿、袷皮、鹿毛筆、墨、漆、租布、俵縄、藁、凡紙	共通
	裳	銭用帳独自
	白綿、黄布	秋季告朔独自
食料	若滑海藻、粉酒、塩、海藻、水葱、茄子、黒米、白米	共通
	小豆、葉芹、糟、蕨、白酒、菓子、大豆、大角豆、瓜	銭用帳独自
	菹	秋季告朔独自

又下^拾銭^壱伯^伍文^{穂積川内之銭内}
 右、雑材運収木工并仕丁給料粉酒^壱斗^{三升}買直、借用如件、
 廿日下^拾銭^参参^参文^{経所仕丁功料内}
 右、買粉酒三升直、借用如件、
 廿六日下^{銅工功内}銭^肆伯^文 檢皮^冊罌^買價^{別十文}
 右、自田上材買運如件^{使丸部男公}

これによると、6月19日には、檢皮8罌が購入されているが、その代金80文のうち60文はa²⁷「仕丁等月料薪直」という財源の銭貨が充てられ、20文はe「雑用」という財源から充てられている。また6月20日条をみると、粉酒3升の代金33文を支出している。ところが、これにはb「経所仕丁功料内」という注記がある。これは、写経所の「仕丁」に対する給料として計上されている銭貨を、造石山寺所で粉酒を買うために使用したのである。

この「経所」とは写経所のことで、造営工事と並行して大般若經の写経事業が行われていたが、それを担当する部局である。これも石山にあった。おそらく造営工事担当部局の造石山寺所と近接して存在したのであろう。しかし、両者は組織としては別で、財政的にも明確に区別されている。したがって、この注記は、費目の流用が行われたことを示している。そのことは、各項に「借用」と明記されていることから明らかである。

別表3は、もとの費目の銭貨の金額と、それを何に流用したのかを分類表示したものである。最上欄a~jには、流用されたもとの費目を分類している。その場合、たとえばb「経所仕丁功銭」などは、微妙に異なるいろいろな表現で出てくるので、それらをみな挙げることにした。また、i「経所米売直」とd「白米5俵売價」はc「経所米売價」などと同類と考えられるが、内訳記載との関係で別欄として表示している。

この流用については、いくつか注意すべき点がある。まず第1に、財源と支出との対応関係である。この点を検討するために、表4を作成した（別表3のうち、何に流用したのかが明らかでないd「白米5俵売價」、f「自主典宅来木工功」、i「経所米売直」、j「奈良雑用料」はのぞく）。

これによると、まず第1に、流用された財源と支出目的との間に対応関係は認められない。ある特定の財源から流用された銭貨がある特定の支出のみに用いられるというようなことはない。要するに、流用するということが問題で、いったん流用することとなれば、何にでも使用されているのである。

.....
 27 a以下については、別表3と関連して後述する。

表4 流用財源と支出との対応関係

	容器など	資材・用具	食料	功賃
a. 仕丁等月料薪直		桧皮		
b. 経所仕丁功銭		藁、墨、俵縄	粉酒、菓子等、黒米	雇夫功 使者粮
c. 経所米売価			白米、黒米	桴工功
e. 雑用		桧皮、藁、租布、凡紙	粉酒、酒	功、雇夫功 田直
g. 穂積河内進銭		和炭	粉酒	
h. 銅工功	埴	桧皮、藁	滑海藻、使者粮	様工功

第2に、流用開始の時期と流用費目との関係である。a、b、e、g、hの流用が先に行われ、c、d、f、i、jの流用は、最も早いものでも約1ヵ月遅れている。これは、次のような事情から生じたことである。b、hはともに功銭で、もともと銭貨として用意されていた。またgも銭貨であることが明記されている。これらは、はじめから銭貨で用意されていたので、すぐに流用が可能である。a、eも同様と考えられる。

これに対して、c、d、iの場合は米を売却して銭貨に換えたものである。すなわち、現金で用意されているものはすぐ流用できるが、米の場合は、いったんそれを売って換金しなければならない。この1ヵ月ほどの差は、おそらく写経所の米を売却して銭貨に換えるのに要した期間と考えられる。

したがって、この点を考慮すると、6月中旬から、いっせいにさまざまな費目の流用が開始されたとみてよいであろう。また、米の流用を以上のように考えられるとすると、この流用の前提には、石山周辺に米を換金できるような環境が形成されていたという興味深い状況があることを示している。

この流用について第3に注意すべき点は、b、c、iに「経所」の財源であることが明記されているように、写経所の財源がかなり充てられていることである。ところがこの時期、写経所ではまだ写経事業の進行中であつた。すなわち、将来使用されるかもしれない写経事業の財源が流用されていたのである。

その原因は、もちろん造営工事側にあつた。こちらで、米やそれ以外のさまざまな物品、また給料に支給する財源が不足したために流用が引き起こされていることは明らかである。この流用によって、写経事業は当然影響を受けたのではないかと推測されるが、しかし、これによって写経事業が遅延した形跡は認められない。この点は、節を改めて検討したい。

4. 「米売価銭用帳」の分析

(1) 米売価による米購入

前節では、石山寺増改築工事における写経所財源の流用を取り上げ、その問題点を検討したが、写経所の財源の流用については、写経所の財政運用の側から検討す

る必要があることが明らかになった。そこで本節では、「米売價錢用帳（米売價錢用帳 第二札）」²⁸を取り上げて（史料 ）この課題に対応したい。

[史料]

- 1 米売價錢用帳 第二札
- 2 八月十日下銭一貫陸伯文 米伍斛價料儀別百六十文
- 3 右、限十月内、岡田村夫王広嶋并妻丹比湏弓刀白、充件米価、下給如件、
- 4 在手実継文、
- 5 主典安都宿祢 領上馬養
下道主
- 6 十二日下銭貳貫伍伯伍拾文
- 7 一貫八百五十文白米二石五斗直五斗別三百七十文
- 8 五百五十文黒米一石直五斗別二百七十五文
- 9 百五十文鉄足釜一口直
- 10 右、経師等并仕丁食料、買如件、
(中略)
- 11 十五日下銭捌伯貳拾文五百六十文小豆二斛直
二百六十文大豆一斛直
- 12 右、限来十月、附橘守金弓、下充如件、
- 13 主典安都宿祢 領下道主
上馬養
- 14 十六日下銭貳貫文
- 15 右、米買価入、附猪名マ枚虫如件、
- 16 主典安都宿祢 領下道主
上馬養
(中略)
- 17 廿八日下銭壹貫漆伯文一千文米直内
百文糯米直内
- 18 右、常食料白米二斛五斗買直料、下如件、
- 19 主典安都宿祢 領上馬養
- 20 又下銭拾陸文備用勝屋主
糯米直内
- 21 九月五日日下銭貳貫以十月廿九日依員返上了
- 22 一千八百七十五文大豆直内
- 23 一百廿五文糯米直内
- 24 右、買米料、附猪名部枚虫、
- 25 主典安都宿祢 領上馬養
(中略)
- 26 廿四日下銭陸伯文 買黒米壹斛價五斗上案主米
五斗主典米内・「糯米価内銭」
- 27 右、仕丁等食料買如件、
- 28 主典安都宿祢 領上馬養
下道主

28 「米売價錢用帳」「造石山院所銭用帳」などとして『大日本古文書（編年）』に収録。岡藤 [1985a, b, 1987] (注2) の復元による。

29 廿二日下銭八文^{人々食物代}

30 右、末醬并塩買料、下如件、

31

主典安都 案主上馬養

(中略)

32 卅日下銭九百卅七文^{付勝屋主知識之}

33 右、依主典宣、下充如件、

34

上馬養

35 十二月廿壺日下銭貳百六十文^{大般若二箇巻料、下如件、}

36

上馬養

この「米売価銭用帳」は、今までみてきた造石山寺所側の帳簿ではなく、写経所側の帳簿である。写経所側で現物の米を売却して銭貨に換えて、それを支出したことを記録した帳簿である。冒頭に「第二札」(第二帳)とあるので(引用史料 01)、第一帳があったはずであるが、残念ながら現存していない。したがって、天平宝字6(762)年8月10日(同2~4)以降の部分しか情報が残っていないのである。これを整理したのが、別表4である。

別表4の上段の「下銭」欄は、支出した銭貨の由来を示すための欄で、その金額と、その銭貨がどのような財源から充てられたか(「財源」欄)を記している。たとえば8月28日条(同17~19)を例にとると、米直1,000文と糯米^{もろこめ}直700文の財源を用いて、常食料の白米2斛5斗を購入しているのである。したがって、「下銭」欄の「財源」欄は、銭貨がどのようにして用意されたのかを示している。それによると、米、糯米、大豆、小豆などの代金がそれに充てられたことがわかる²⁹。次に「支出欄」は、購入した品物その他を挙げている。そのほとんどは米である。

この史料で注目すべきは、まず第1に、写経所の食料等の換金時期である。写経所における食料の支給帳簿である「食物下帳」³⁰の冒頭には「経所食口始八月」とあり、写経所の食料を財源とする食料支給が天平宝字6(762)年8月12日から始まったことがわかる³¹。ところが、この「米売価銭用帳」は、ほぼ同時の同月10日から始まっている。そうすると、写経所の食料が支給されるようになって、写経所の米以下の食料を売却することは続いていたことになる。

この点からすると、写経所の米以下の売却は、写経所における食料支給と並行して行われており、前者が後者に影響を与えた形迹は、やはり認められない。したがっ

29 そのほか「知識之」とあるので、おそらく知識銭が使用された場合もあったことがわかる。

30 「経所食物下帳」(続々修38-8+続修25 裏+同 裏、15ノ471~482)+「造石山寺所食物用帳」(続修後集20 裏、5ノ33)+「経所食物下帳」(続修25 裏、15ノ482~483+続々修38-8、15ノ483~486)+「造石山寺所食物用帳」(正集44 裏、5ノ23~24)+「経所食物下帳」(続々修38-8、15ノ486~495)+「造石山寺所食物用帳」(続修48 裏、5ノ30~32)+「経所食物下帳」(続修22 裏+続々修38-8、15ノ496~500)。+は、断簡が接続していることを示す。

31 それ以前の天平宝字6(762)年7月までは、造東大寺司の食料が支給されていたと考えられる。

て、写経所は、不足を来さないように、たくみに米を売買していたことになる。

第2に、用意された銭貨（「下銭」欄）の性格である。「財源」欄に記したように、そのほとんどは、米、糯米、大豆、小豆の「直」と記されている。これは、この銭貨が米以下の売却代金であることを示している。「糯価」（同26）も同様に考えてよい。「人々食物代」（同29）も、米以下の食物の売却代金の意味であろう。また、この帳簿の名称が「米売価銭用帳」であることも、少なくとも米については、米の現物を売却して得た銭貨であることを示している。

この点はきわめて興味深い問題を提起している。すなわち、このことは、米やそれ以外の物品を売却して銭貨に換え、その銭貨でまた米を買うということが行われたことを意味する。先に挙げた8月28日の事例は、その明確な実例である。つまり、米を買うために米やその他を売却したわけである。なぜそのようなことを行ったのか、その理由が知りたい。

そのためには、財源の銭貨を確保する時に米等を売却した価格がわかればよい。ところが、管見の限りでは一例もわからなかった。そのために明言はできないが、利ざやを稼いでいる可能性が高いのではないか。この点は、非常に重要な点なのでさらに追求する必要があるが、今のところ推測として述べるにとどめざるを得ない。

第3に、8月12日条（同6～10）に鉄足釜1口の購入が記されていることも注意される。先に鉄器の購入としては、「造石山院所解」（秋季告朔）では鉄釜1口が購入されたとあるのに、「造寺料銭用帳」にはそれはみえず、別に鎌2柄の購入が記されており、両者で食い違いがあることを指摘した。本史料の記載は、このうち秋季告朔の記載と対応していることになる。いずれにせよ、鉄器の流通がここでも確認された。

（2）勢多荘の関与

「米売価銭用帳」の注目すべき第4点は、「附」の記載である。まず、猪名部枚虫に対して、8月16日条（同14～16）と9月5日条（同21～25）の2回にわたって2貫ずつの銭が「附」されている。このうち後者には、その目的をはっきりと「買米料」と記している（同23）。すなわち、猪名部枚虫に銭貨を受け取って、それで米を購入しているのである。

このことは、猪名部枚虫が勢多荘の荘領であることに注意すると、まことに興味深い意味を持つことになる。すなわち、米の入手に勢多荘という荘組織が動いていることになるからである。

勢多荘³²は、造東大寺司の荘であって、造石山寺所とは同列の位置にあり、上下関係にはない。名称からみて、勢多地域にあった荘で、場所は特定できないが、おそらく先述の国府市の近くにあった荘であろう。そうすると、勢多荘という別の組

.....
32 勢多荘については、松原 [1977]、鷲森 [1994] で検討されている。

織まで動員して米の購入を行わせていたことが、ここから浮かび上がってきたことになる。

第5に、「造寺料銭用帳」(別表2)とこの「米売価銭用帳」(別表4)とは、別の性格の支出帳簿であることを確認しておきたい。後者は、写経所の財源を売却して銭貨に換え、写経事業の費用に充てて使った部分の帳簿であり、前者は、造営工事に関する支出帳簿なのである。つまり、両方を合わせたものが、この造営工事とそれに伴う写経事業における銭貨による購入の全体に近いのであろう。

5. 「雑物収納帳」の分析

(1) 銭貨の供給元

これまで、銭貨の支出面に重点を置いて検討してきたが、次に、その財源に注目したい。造石山寺所の造営工事資金は、いったいどこから供給されたのであろうか。

それにかかわる史料が「造寺料雑物収納帳」³³である(史料)。これは、おそらくもっと長い帳簿であったと思われるが、残念ながらごく一部分しか残存していない。それを整理したのが、別表5である。

[史料]

- 1 雑物収納帳造寺料請者 天平宝字五六年
- 2 十二月廿八日収納銭参拾貫 鉄伍拾口 鉄伍拾挺重
- 3 海藻壹伯斤 滑海藻(斤脱カ)壹伯 醬壹斗
- 4 酢壹斗 末醬参斗 酢滓伍斗 菹玖斗 麻笥式口
- 5 大笥式拾合 折櫃伍合 明櫃式合 杓式柄 木盤参拾枚
- 6 片杯拾口 豊五枚 二枚折薦
三枚葉薦 折薦捌枚 葛野蓆捌枚
- 7 右、自奈良寺政所、附波多稻、(村脱カ)請来検納如件、
- 8 主典安都宿祢雄足 下道主
- 9 六年正月廿日収納銭参拾貫 廿貫去十六日請附阿刀乙万呂
十貫今日附下道主請
- 10 右、便自上院請来、依員検納如件、
- 11 廿六日収納末醬参斗納伍一口 酢滓漆斗納伍一口 菹壹斛納壹一口
- 12 酢壹斗納伍一口 醬壹斗納伍一口
- 13 右、自奈良寺司、附工広道、請来検納如件、
- 14 主典安都宿祢雄足 下道主
- 15 二月一日収庸米肆拾伍斛参斗
- 16 右、於奈良可進近江国愛知郡宝字五年料米、便折留検納如件、

33 続々修43/14(4/537~539)。以下、「雑物収納帳」と省略する。

17		主典安都宿祢雄足	下道主
18	菴壹斛 麴參口		
19	右、自奈良寺、附秦足人、請来如件、		
20		主典安都宿祢雄足	下道主
21	廿六日収納銭貳拾貫 黒米壹拾斛		
22	右、自奈良寺請来検納如件 <small>但未來了</small>		
23		主典安都宿祢雄足	下道主

この「雑物収納帳」は、銭貨や食料、また食料以外の物品など、さまざまな物品を造石山寺所が受け取った記録である。それを日付順に記入している。その場合、注目すべきは、それらの物品の供給元が記されていることである。したがって、この点に注目すると、どこから銭貨や物資が造石山寺所に供給されてきたのかがわかるわけである。別表5によると、それは「奈良寺政所」「上院」「奈良寺」「奈良寺司」などであった。

では、これらはいったい何を指すのであろうか。このうち「奈良寺」とは、東大寺そのものとも考えられるし、造東大寺司を略して「奈良寺」や「奈良寺司」などと表現しているとも考えられる。したがって、どこから銭貨や物資が供給されたかは、これだけでは簡単にはわからない。他の史料と合わせて考えていく必要がある。

(2) 上院からの供給

先に指摘した「造石山寺所公文案帳」の中には、次の2つの史料が含まれている³⁴。

[史料]

(1) 造石山寺所解 申請借錢事

合銭貳拾貫 (異筆、以下同ジ)
「如員請来自上寺」
右、為買漆、借所請如件、以解、
天平宝字六年正月十六日領下
主典安都宿祢

(2) 造寺所解 申請銭事

合壹拾貫 皇
如員請来上寺」
右、為買漆、所請如件、以解、
天平宝字六年正月廿日下
主典安都宿祢

34 (1)「造石山寺所解案」(続々修18ノ3、15ノ138) (2)「造寺所解案」(続々修18ノ3、15ノ139)

この史料 の(1)(2)は、天平宝字6(762)年1月16日と同20日に、造石山寺所が造東大寺司に対して錢貨を請求した解の控えである。そこで注意すべきは、「如員請來自上寺(員の如く上寺より請け来る)」という異筆書き込みである。これは、造石山寺所が「上寺」から請求額の錢貨を受け取ったという意味である。この日付と金額は、「雑物収納帳」の1月16日条と20日条と合致する。

そこで、両者を比較すると、史料 の(1)(2)の「上寺」が、「雑物収納帳」の「上院」と対応することがわかる。「上院」の呼称は、現在でも東大寺で使用されており、二月堂、三月堂の一带を指す言葉である。

そうすると、この「上院」は、東大寺という寺院の一部であることになり、奇妙なことになる。史料 の(1)は、造石山寺所の解であるから、職制上は造東大寺司に宛てて出したものである。ところが、実際には、東大寺という別組織から錢貨が送られていたことになる。「雑物収納帳」や別表5の「上院」が以上であるとする、「奈良寺」や「奈良寺政所」も、同様に東大寺やその政所を指す可能性がある。

こうしてみると造石山寺所には、造東大寺司と東大寺の両方から、錢貨が供給されていたようである。財源としての錢貨が、この両方から造営工事現場に送り込まれていたらしいことは、注意すべき錢貨の流れである。

6. 山作所と錢貨

(1) 告朔解案

石山寺の増改築工事には、前述のように、田上山作所と甲賀山作所の2つの山作所(杣)が関係していた。そのそれぞれの現地事務所からは、約1ヵ月ごとに「告朔解」という業務報告が、その上級官庁である造石山寺所に対して提出されていた。この業務報告の控え(告朔解案)のいくつかが現存している。それらの錢貨の収支部分のみを次に示すこととする(史料)。また、それをまとめたものが別表6である。

[史料]

[田上山作所告朔解案]

(追筆)「鑑懸」

(1) 山作所解 申正月告朔事

合請錢伍貫文

用四貫七百十七文

七百廿一文雇工卅一人功

廿八人別十八文
十式人別十七文

一貫三百六十文様工八十人功

人別十七文

二貫二百四文雇夫百卅六人功

卅一人別十六文
廿七人別十四文

七十八人別十五文

四文買鹿毛筆二管直管別二文

五文買紙十張直文別二張

四文買幣帛二枚直枚別二文

二文買墨一挺直

十二文買麻笥二口直大一口八文
小一口四文

九文買小笥三合直合別三文

六文買埴二口直口別三文

卅文買墨壺緒一条長三文

三百六十文買粉酒四斗直升別九文

残二百八十三文

(中略)

以前、起正月十六日迄卅日、請雜物并所用、及作材等、顯注如件、以解、
天平宝字六年正月卅日領阿刀乙麻呂
右大舍人少初位上玉作造子綿

(2) 山作所解 申二月告朔事

合造作材貳伯陸拾捌物

(中略)

收納雜物

請錢壹拾貳貳伯捌拾參物(文力)

三貫二日 三貫十八日 二貫三月二日充遣罷入二月告朔
二貫廿八日 二百八十三文去正月残

用玖貫壹伯玖拾陸文

三貫一百九十六文様工并雇工一百八十八人々別十七文

五貫九百八十文雇夫四百廿一人一百卅一人別十五文 二百卅五人別十四文
卅五人々別十三文

廿文買凡紙卅張直文別一枚半

残壹貫捌拾柒文

(中略)

以前、起二月一日迄卅日、所請用雜物、顯注具件如前、以解、
天平宝字六年二月卅日 道豐足
玉作造子綿

(3) 山作所解 申三月告朔事

合材伍伯肆拾參物

(中略)

收納雜物

請錢壹拾貳貳貳拾柒文

四貫九日 二貫廿日 五貫廿四日
一貫八十七文去月残

*「八參玖」
用壹拾貳貳貳拾柒文

三貫五百八十七文雇工二百一十一人々別十七文

*「八 二 五十二 七十人」 *「二百廿八」
七貫七百廿文雇夫五百卅二人三百七人々別十五文 一百九十人別十四文
卅五人別十三文
廿文買凡紙卅張直文別一張半

*「二 肆 捌」
殘柒伯陸拾文

(中略)

*「一日迄」

以前、起三月廿五日所請所用雜物、顯注具件如前、以解、
天平宝字六年三月廿五日三嶋豐羽
玉作子綿

(4) 山作所解 申四月告朔事

合雜材肆伯玖拾陸物

(中略)

收納雜物

請錢壹拾貫伍伯肆拾捌文

三貫三月卅日 二貫四月十五日 五貫五月二日
三百文十日 二百卅八文去三月殘

用壹拾貫參伯肆拾玖文

五貫八十三文雇工二百九十九人功々別十七文

五貫二百六十六文雇人三百七十八人功卷百七十卷人別十五文 卷百十八人別十四文
六十二人別十三文 廿七人別九文

殘壹伯玖拾玖文*「返上了」

(中略)

以前、起三月廿五日、迄五月十八日、所請所用雜物等、顯(注) 具件如(件)、以解、
天平宝字六年五月十八日三嶋豐羽
(自署)
玉作「子綿」

[甲賀山作所告朔解案]

(作脱力)

(5) 造甲賀山所解 申請用雜物并作材木及人散等事

合錢壹拾伍貫*「合」六貫去年十二月十九日 *「合」九貫當年正月一日 並自庄請

(中略)

用

錢十五貫

用十四貫七百廿九文

十一貫二百六十八文買黑米十八斛七斗八升價斛別六百元

三百八十七文買塩五斗一升伍合價

冊九文買菹一斗八升價升別八文 卅二文粉酒四升價

卅文槽一口価 十七文櫃一合価
 十七文折櫃二合価 十一文麻笥一口価
 四文小笥二合価 八百文釜一口価
 十文凡紙十張価 一貫二百卅九文椀皮百六十八圓価四尺廿一圓十文
三尺百卅七圓七文

卅七人別十六文
 *「六十八人 一百卅一人別十五文」
 七十四人別十四文
 *「二貫五百五十七文様工百九十一人功」 *「百八十七文日雇木工十一人功人別十七文」
 百十七人別十三文

八百六十五文雇工并夫等功 二百五十五文工十七人功人別十五文
 六百十文夫五十三人功冊人別十二文
十三人別十文
 残錢二百七十一文即充且様木工

(中略)

以前、起去十二月廿二日尽正月十四日、請雜物并作物人散等如件、以解、
 天平宝字六年二月五日橘守金弓
 長上船木宿奈麻呂

(物脱力)

(6) 造甲賀山作所解 申請用雜并運材木及人散事
 合錢捌貫貳伯柒拾貳文

*「合」二百七十二文二月五日申用残
 *「合」四貫三月十三日自石山寺政所請
 *「合」四貫同月廿三日請
 八石七斗六升二合二月五日申用残
 (中略)

用

錢捌貫貳伯柒拾玖文
 用柒貫捌伯肆拾玖文

*「問様」二貫五百五十七文充様工一百六十八人功卅七人別十六文
百卅一人別十五文
 十二文凡紙十五枚価
 百六十文粉酒一斗六升価升別十文
 冊文海藻五斤価斤別八文
 六十文塩四升六合八夕価升別十三文
 一貫二百五十五文雇車十七兩功
 二貫七百七十二文雇夫百七十五人功廿三人別十四文 五十人別十五文
二人別冊文釋工 百人別十六文
 九百九十文米一斛二斗五升価五斗三百九十文
七斗五升斗別八十文
 残五百卅六文即司四月廿八日返上

(中略)

以前、起去三月十三日、迄尽四月二五日、請用雜物并作物人散等如件、以解、
 天平宝字六年四月廿八日橘守金弓
 (自署)
 道「豊足」

別表6は、田上・甲賀の両山作所ごとに史料を整理している。「史料番号」欄の数字が、上掲の史料の番号と対応する。次の「受け取り」欄は、両山作所が銭貨を受け取った月日とその金額を示している。また「支出」欄は、その銭貨の用途を表示している。

これによると、いくつか注目すべき点がある。まず第1に、銭貨の受け取りについて、田上山作所と甲賀山作所で異なる点があることである。すなわち、銭貨がどこから供給されているか、という点に注目すると、田上山作所については、供給元を記していないが、すべて造石山寺所から支給されたものとみられる。

これに対して甲賀山作所では、「自荘請（荘より請く）」「自石山寺政所請（石山寺政所から請く）」と注記されている。このうち後者は、文字通りとすると、山作所とは系統の異なる石山寺という寺院の寺務所の意味になってしまうので、造石山寺所政所という意味だと考えられる。

それよりも注目すべきは、前者の注記である。この「荘」とは、勢多荘を指すとみてよかろう。すなわち、甲賀山作所に対して、勢多荘から銭貨が供給されているとみられるのである。

勢多荘は、造東大寺司の荘ではあるが、造石山寺所とは組織上の上下関係にはなかった。甲賀山作所に対しては、造石山寺所からも銭貨が供給されているが、それとは別の要素が入っていることに注意すべきである。

前述のように、勢多荘に対しては、銭貨を支給して米を購入してもらっていたが、この場合は逆に、勢多荘から造石山寺所管下の山作所に銭貨が供給されているのである。このことは、勢多荘に銭貨が集積されていたことを推測させる。その銭貨は、勢多荘が、おそらく勢多橋のたもとにあった国府市とかかわりを持って、何らかの物品を売却して入手したものではないか。

第2に、銭貨の用途に注目すると、両山作所とも、「功」すなわち雇工、様工、雇夫などの給料に支給する部分が多くを占めていることがわかる。銭貨の普及は、このように給与として支給されることによって進んだ場合があることに注意したい。

第3に、物品の購入状況を注意すると、両山作所に若干の違いがあることがわかる。田上山作所では、史料の(1)の場合をのぞいて、あまり物品を購入していない。史料の(1)以外では、支出は凡紙40文にとどまっている(の(2)(3))。これに対して甲賀山作所では、黒米、米、桧皮、釜、塩その他いろいろな物を買っており(の(5)(6))、その量も田上山作所に比べて多い。

甲賀山作所の正確な所在地は不明であるが、甲賀郡の野洲川流域と考えられている。このような石山から離れた地域で、銭貨による物品の購入がさかんに行われていたことに注意したい。

(2) 雑材并桧皮和炭納帳

次に、山作所と銭貨の関係について、「造石山寺所雑材并桧皮和炭等納帳（造石山寺所雑材并桧皮及和炭納帳）」³⁵に注目したい（史料 ）。これは、造石山寺所が桧皮、雑材、和炭を収納したことを記録した長大な帳簿である³⁶。ここで注目すべきは、入手方法を「買」と記している場合である。この記載は、榼すきぐれ、桧皮、和炭の3種についてみえる。そこで、この3品目について記載を整理したのが別表7である。

[史料]

雑材并桧皮納帳

宝字六年

(1) 正月十五日収納榼二百九十六材

右、自高嶋買、勝屋主進上、依員検納如件、

主典安都宿祢

(中略)

(2月)

(2) 五日収納榼二百七十三材

右、自高嶋山買、勝屋主進上、依員検納如件、

又収納榼二百五材^{破五} * 「経堂并経師房及盛殿料」

右、自伊賀山買、右兵衛物部東人進上、依員検納如件、

主典安都宿祢 下* 「道主」

(中略)

(3) 九日収納桧皮五十五捆 運雇夫十九人

右、自三雲山買、右兵衛物部東人進上、附秦足人、今運如件、

(中略)

(3月) (納力)

(4) 六日収収榼二百五十材

右、自高嶋山買、勝屋主進上如件、

(中略)

(5) 十日収納桧皮壺拾二捆 右、買検納如件、^{圓別十五文}

主典安都宿祢 下道主

(中略)

(3月24日)

(6) 又収納桧皮伍捆

右、買検納如件、

主典安都宿祢 領下道主

(中略)

35 この帳簿の復元は、『大日本古文書（編年）』のものでほぼ妥当とされている。

36 これには「造石山寺所雑材納帳」（続々修18-3裏、15ノ258～260）という案文が残っている。

(4月2日)

(7) 又收納楡樽捌拾肆村*「各到着」

右、自勝屋主所進上、依員檢納如件、

主典安都宿祢 領下道主

(中略)

(8) 十一日收納楡皮玖拾伍夫四人自船
一所遣又和炭壹斛二斗
雇夫額田部馬万呂之燒
進納者

右、秦足人買進上、檢納如件、

主典安都宿祢 領上馬養

(中略)

(9) 廿三日收納楡皮貳拾柒一捆

右、買秦足進上、自大石山運如件、夫三人別九捆

(中略)

(10) 廿四日收納楡拾陸束 採雇夫四人

又收納楡皮壹伯參一所遣

右、自大石山秦足人買進上、且依員檢納如件、運夫五人

(中略)

(11) 廿五日收納楡皮壹伯夫五人
一所遣捆 自船

右、自大石山、秦足人買進上如件、

(中略)

(12) 廿八日收納楡皮捌拾捌捆

右、自大石山、秦足人買進上如件、

主典安都宿祢 下道主

(13) *「惣秦足人買進楡皮四百十四一捆

右、自大石山買進上、每日納拔出一所、收納如件、但依繼納除勾之、」

(中略)

(5月)

(14) 廿三日收納楡樽陸伯玖拾肆村五百七十四村附玉作子綿來
百廿村附弓削伯麻呂來

右、自高嶋勝屋主進上、依員檢納如件、

主典安都宿祢 領下道主

(中略)

(6月20日)

(15) 廿日收納楡皮八捆

右、買檢納如件、

主典安都宿祢 上馬養

(16) 七月三日收納和炭肆一捆 右、買檢納如件、

主典安都宿祢 下道主

これによると、まず榎樽は、高嶋山と伊賀山で「買」われたことが明記されている（史料 の(1)(2)(4)）。また、4月2日条と5月23日条（同(7)(14)）には、ともに勝屋主とあるが、彼は高嶋山作所の領であるので、高嶋山に関するものである。これらには「買」の文字はみえないが、省略されたものであろう。

高嶋山は、現在琵琶湖西岸の高島郡にあった岫である（図1参照）³⁷。かなり北方で榎樽が「買」われていることに注目したい。

次に、桧皮については、三雲山、田上山、大石山が関係している。このうち田上山からのものについては、まったく「買」の記載はない。採取されて納入されたものと考えられる。これに対して、三雲山と大石山では、様相が異なっている。

まず三雲山で注目すべきは、2月9日条に「買」と明記されていることである（同(3)）。三雲山は、現在でも野洲川沿いに三雲という地名があるので、おそらく甲賀山作所の近くに存在した岫と思われる。甲賀の山で切り出した材木は、野洲川の川津である三雲津まで運び出され、そこで筏を組み、野洲川を琵琶湖まで流し下し、琵琶湖上を石山に運ばれた。

このような要地には、おそらく市がたっていたと推定される。先ほど、甲賀山作所では、いろいろな物品を購入していることを指摘したが、その場合、三雲付近にあったと推定される市の果たした役割は、かなり大きかったのではなかろうか。

また、4月11日条以降、5回にわたって秦足人^{はたのたるひと}という人物が桧皮を「買」ったことが記されている（同(8)(9)(10)(11)(12)）。このうち、4月24、25、28日条については、大石山で「買」ったことが記されているが、4月11、23日条にはそのことが記されていない。この点については、4月28日条に続けて記されている（13）の朱筆注記に注意する必要がある（同(13)）。

文意の取りにくい点もあるが、これによると、桧皮414捆が大石山で「買」われたとある。この414捆は、秦足人が「買」ったと注記がある4月11日、23日、24日、25日、28日の購入量合計413捆にごく近似している。おそらくどこかに単純な記載ミスがあるにすぎないと思われ、両者は、同じことを指していると考えられる。そうすると、秦足人は、桧皮をすべて大石山で買ったことになる。

先に、大石山では、桧皮が購入される場合（414捆）と採取される場合（300捆）の両方があったことを指摘したが、前者が、以上の秦足人による購入に相当するのである。後者は、次の「雑様手実帳（造石山寺所雑様手実）」（史料 ）にある史料³⁸のように、様工集団によって採取されたものである。

37 滋賀県高島郡朽木村小川付近に比定されている。

38 「羽栗大山等様桧皮進上手実」（続修別集34、15ノ358～359）

[史料]

謹解 申東大寺様松皮取進上事

合参人 一人(圓) 単日別参圓
羽栗臣大山 羽栗臣黒麻呂
猪使宿祢広成
右件参人、生死同心、取成将進
上、若過期逃亡、残人依員進上
*「夫五十人」

申、仍具注状、謹解、

天平宝字六年三月十日

*「採松皮百五十圓」

(長力)
羽栗臣大山
猪使広成
相知秦足人

(異筆)
「十一日下給米一斛 塩二升 滑海藻二斤六兩 錢七百五十文

主典安都宿祢 下道主

十五日下給黒米壹斛 塩二升 錢百文 又六百五十文

右、更五十人料、依所請員、下給如件、

主典安都宿祢 下道主

*「採松皮百五十圓」

廿二日下給黒米壹斛 塩二升人別四夕 醬滓二升 酢滓二升
錢三百伍拾文

右、様松皮採并樽採羽栗大山等食料、

主典安都宿祢 下道主

廿五日下給黒米四升 醬滓二合

これによると、羽栗臣大山を長とする様工集団が、二カ所の朱の書き込みのように、合計300圓の松皮を採取していたことがわかる。

次に和炭は、額田部馬麻呂ぬかたべのうまろ、箭作真足やはぎのまたり、仕丁などによって焼進されるのが原則であるが、7月3日条の一例(同(16))だけが「買」われている。

7. むすび

本稿では、正倉院文書の一部たる中倉文書の一部分を占める造石山寺所関係文書を用いて、この造営工事を推進するに当たって、銭貨がどのように使用され、どのように流通していたかという点を検討してきた。

石山寺の増改築工事に伴って、石山寺周辺でさまざまな物品の移動や、人の移動が引き起こされた。物品の動きを、帳簿類の記載を通して追跡してみると、多品目の物品が売買されていたことがわかる。すなわち、多様な物品が流通していたことが推測されるのである。

これらの物品の売買の実態は、完全に証明できない場合もあるが、判明する限りでは、すべて銭貨によって行われていた。もちろん、その中心地域は、工事現場である石山の周辺であり、そこでは、造石山寺所が、造営工事現場や、勢多橋のたと付近にあった国府市その他を利用しつつ、物資の購入を行っていた。

国府市の近くには勢多荘があった。この荘も、盛んに売買を行っていた。そして、造石山寺所と銭貨や物品のやりとりをしながら、場合によっては、直接山作所に銭貨を供給することもあった。勢多荘は、造東大寺司に直属する組織であるので、造石山寺所とは同格の関係にある。したがって、その活動については、造石山寺所関係文書からは全貌を知ることができないが、同荘は銭貨による流通経済に重要な役割を果たしていたと思われる。

琵琶湖南岸から石山にかけての地域では、これらの造石山寺所、国府市、勢多荘の3者を中心にして、かなり濃密な銭貨流通が実現していたとみられる。しかも、銭貨による売買が行われた場所は、この地域だけにとどまらず、造石山寺所文書によれば、高嶋山作所、三雲山作所、甲賀山作所のような、石山からかなり離れた場所でも行われていた。

8世紀中ごろの近江では、琵琶湖南岸から石山にかけての中心的な地域だけではなく、そこから離れた地域でも、銭貨による売買がかなり行われていたのである。

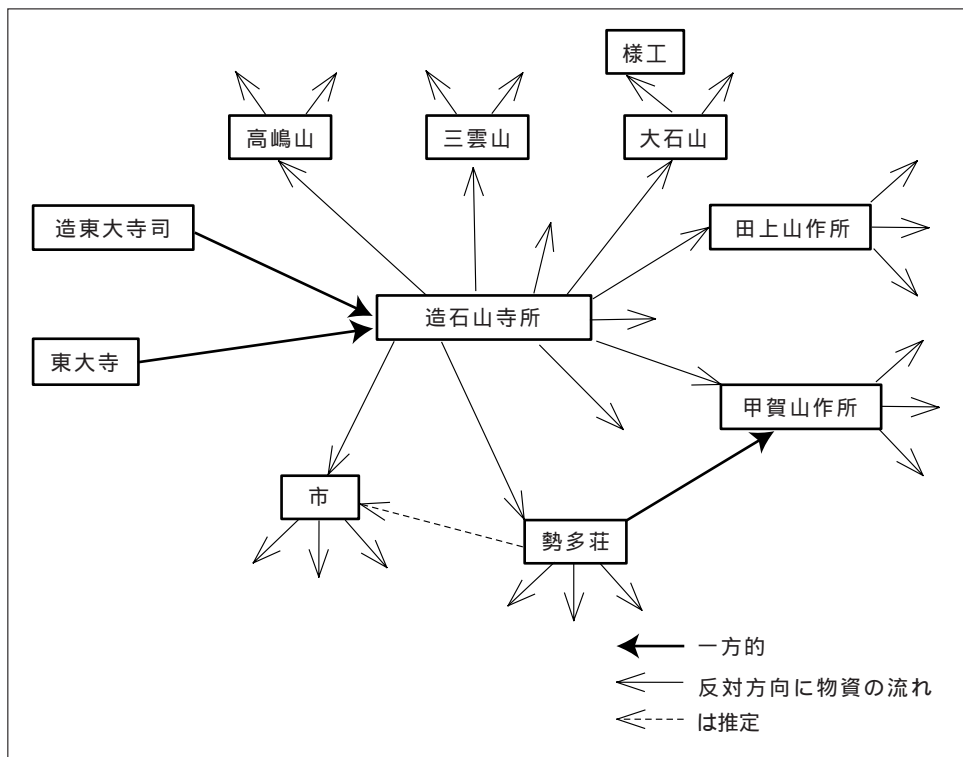
図3は、本稿で検討してきた造石山寺所文書の分析から判明する銭貨の流れを示したものである。この図3では、煩雑になることをさけるために、物品の流れは表現していない。

図中の太い実線は、銭貨が一方向的に供給されたただけの場合を示す。つまり造東大寺司や東大寺から造石山寺所に対して、あるいは勢多荘から甲賀山作所に対して、銭貨が供給されているだけであり、その見返りに何らかの物品が動いていることはない。

それに対して細い線は、売買の場合を示している。この場合は、銭貨が流れたのとは逆方向に物資の移動がある。売買はさまざまな形で行われていた。市で購入されたり、造石山寺所に物品が持ち込まれ、それを購入したり、山作所に銭貨を支給して買わせるなど、複雑な流れをとっている。

さらに、勢多荘が国府市と結びついていた可能性はきわめて高いと考えられる。しかし、そのことを史料的に押さえることができないので、図3には、その関係を

図3 錢貨の流れ



暗示するにとどめたが、勢多荘、造石山寺所、国府市の三者がトライアングルのように相互に関係して、琵琶湖南岸地域の錢貨流通のかなめになっており、この琵琶湖南岸地域から、さらに高嶋、三雲、甲賀その他の地域にも錢貨が普及していったと考えられる。

別表8は、2000年までの全国における古代錢貨の出土枚数の国別集計である。これによると、近江国の出土例が非常に多いことがわかる。大和について2番目の多さであり、もちろん畿外で近江国の出土例に匹敵する国はない。

本稿で取り扱った時代は、万年通宝が発行された天平宝字4(760)年3月の2年後の時期であるが、まだ万年通宝の流通・普及はほとんどなかったとみてよい。錢貨の流通・普及は、和同開珎によっていた。そこで和同開珎に注目すると、近江国の出土枚数は、大和・加賀・和泉について第4位である。このうち加賀・和泉は、1遺跡で大量の和同開珎を出土した遺跡があるからであり³⁹、それをのぞくと、近江国が圧倒的に多い出土枚数となる。

このような近江国の出土例の多さの背景に、本稿で明らかにしてきた錢貨の使用と、それによる流通があるとみてよいであろう。

39 和泉国は、堺市土師新田から江戸時代の寛政の初めに508枚出土したという。また、加賀国の事例は、金沢市の三小牛八八遺跡から1957年に545枚出土している。

最後に、今後の課題を述べて本稿を終わりたい。本稿では、検討の対象を造石山寺所関係文書に限定したことにより、石山周辺を中心に、近江における銭貨の流通・普及の状況を、わずかであるが明らかにすることができた。しかし、造石山寺所関係文書には、本稿で取り上げなかった銭貨関係の史料が、なおわずかであるが存在する。それらの史料も含み込んで、造石山寺所を中心とする銭貨の動きを、より精密に検討していく必要がある。

また、正倉院文書には、造石山寺所関係文書とは別に写経所文書の一群がある。これには、造石山寺所関係文書をはるかに凌駕する量の銭貨関係の史料が含まれている。これらを分析することによって、写経所と銭貨との関係を明らかにすることができる。

そして、その結果を本稿の内容と比較することにより、日本古代における銭貨流通・普及の実態に迫っていく必要がある。

別表1 秋季告朔による物資の入手

品目	買	奈良司・奈良	院三綱所	大僧都御所	内裏	木工所	田上山	小石山	(個人)	その他
釘										
鉄物										
欵		60口								
白綿	3両									
質布	2尺5寸									
租布	1段2丈			20段						
紙	200張	200張								
墨	31挺	10挺								
鹿毛筆	10管									
墨縄	7条									
五色幣帛	各1尺									
漆	4升1合									
阿膠		1升								
砥		2顆								
黒葛		150斤								
葛野席										8枚(古)
折薦										8枚(古)
畳										5枚(古)
蒲花						100枚				
赤土									5斗(猪名部枚虫)	
罌		2口								
槽	2口									
鉄釜	1口									
箕	2舌									
木盤		90口								
明櫃	4合	2合								
折櫃	3合	5合								
大筥		20合					10合			
小筥							20合			
麻筥	7口	2口								8合(破損)
筥杯							6口			
盤代筥							40口			
杓	5柄	2柄					20口			
陶片杯	16口	10口								
塀	17口									
壺戸	5口									
盆	3口									
土盤	11口									
藁	416捆								16捆(神勇師) 13捆(正美師)	
俵縄	96了									77了(常食米縄)
針縄										15了
和炭								6石		82石(令焼)
炭								12石		
桧皮	678捆 510捆 168捆三雲橋本(抹消) 414捆大石山 96捆院中									1043捆 1036捆(令採) 681捆 田上山作所 300捆 大石山 62捆 55捆 甲賀山作所
米	90斛5斗2升 66斛4斗2升 足庭 24斛1斗	10斛5斗		2斛4斗8升						45斛3斗 愛智郡 宝字5年料庸米 125斛5斗 同郡4年料租米
塩	3石3斗 7升9合2夕		6斗	4升9合6夕						
海藻	15斤	206斤		13斤10両						
滑海藻	100斤2両	250斤		13斤10両						
醬		9斗								
末醬		1斛5斗		8斗8升						
酢		6斗5升								
酢滓		2斛4斗								
醬滓		3斗								
滓醬				8升4合						
菹	1斗8升 4斗3升	2斛9斗								
漬菜										2斛 勢多庄内作苳得50捆
水葱	135把									
茄子	8斗4升									
粉酒	2石6斗4升									2石3斗5升作

別表2 造寺料銭用帳

年	日付	山作所		粮功			買材など		買雑物	その他
		甲賀	田上		様工夫	駄賃				
5	12/24	8000 (新2000 古6000)								
	12/27			144: 雇夫功 156: 雇夫領舎人食料		8			62: 幣帛 35: 紙50張 50: 墨22挺 35: 墨縄7丈2尺 12: 鹿毛筆6管	194: 山作所神祭料
6	1/1	7000								
	1/8			289: 雇工功 3330: 雇夫功 75: 雇女功			3211: 板殿1宇			
	1/16		5000							
	2/3		3000							
	2/16								30: 紙50張	
	2/18		3000							
	2/28		2000							
	2/30			2000	2962: 雇工功 6031: 雇夫功 75: 雇女功			1950: 校倉板	943: 漆4升1合 102: 麻笥4口 63: 明櫃3合 12: 折櫃1合 9: 小笥3合 15: 杓5柄 60: 籠戸5口 16: 瓮1口 10: 塙4口 63: 箕2舌 3: 片椀2口 5: 片杯5口 3: 木升1口 10: 鎌2柄 24: 槽1口 25: 綿3両 34: 若滑海藻7嶋4斤12両 24: 小豆玉20 5: 葉芹5升 995: 粉酒1石2升 21: 槽3升	725: 上奈良寺
	3/8					160: 捨皮葺工				
	3/9		4000					180: 捨皮12圍	90: 雇夫粉酒9升 7: 裳1尺 3: 塙1口	
	3/10								50: 様夫粉酒5升	
	3/11					100: 捨皮採夫				
	3/13			5000 4000	板殿壞運夫功食 甲賀山作所買材漕運					
	3/15					750: 捨皮採夫				
	3/17						160			
	3/19							20: 藁		
	3/20		2000							
3/22					650: 採捨皮 350: 捨槽辟					
3/23			4000	三雲山材運人功				430: 塩5斗 120: 若滑海藻30嶋 100: 滑海藻20嶋		
3/24		5000 (新300)						22: 陶片杯10口		
3/25							75: 捨皮	5: 鹿毛筆2管 3: 墨1挺		
3/26					300: 捨皮葺	100	100: 藁	10: 土盤10口 2: 塙1口5 5: 土片杯4口		
3/30			3000	13000: 壞運役夫功食 2505: 雇木工功 4739: 雇夫功 48: 雇女功						
4/2								170: 木工・桴工粉酒1斗7升		
4/7			20	奈良上使粮料				60: 粉酒6升 8: 仕丁等半食米代		
4/9								900: 塩1斗		
4/11							3000: 捨皮	1000: 仕丁等残可給米 60: 粉酒6升		

別表2 (続き)

日付		山作所		粮功			買材など		買雑物		その他	
年	月日	甲賀	田上		様工夫	駄賃						
	4/13				1100: 桧皮葺工				155: 租布1段 41: 滑海藻8斤10両 10: 粉酒1升			
	4/14		2000				268: 藁17捆		9: 蕨36把		20: 陰陽師布施	
	4/15						999: 桧皮					
	4/17				180: 桧皮葺工							
	4/20								78: 滑海藻			
	4/24								50: 粉酒			
	4/25						130: 藁28捆 1300: 桧皮		70: 粉酒7升 5: 塙3口			
	4/26				270: 塗壁				30: 粉酒3升			
	4/27				480: 桧皮葺工		200: 桧皮					
	5/2		5000									
	5/5			30: 徴愛智郡租米使粮					125: 白酒1斗2升			
	5/7			3594: 雇木工 718: 雇土工 3477: 雇夫			100: 藁20捆					
	5/10		300 雇工夫						20: 粉酒2升			
	5/11								25: 海藻3連 5: 塙2口			
	5/15			30: 優婆夷頓給					600: 川船1隻			
	5/17								60: 粉酒6升			
	5/27			185: 雇木工 176: 雇土工 291: 雇夫 35: 雇女 1092: 雇役経所仕丁								
	6/2										5: 壇殿壊所鎮祭料粥盆	
	6/5			55: 雇女					31: 滑海藻6斤5両			
	6/8						60: 藁10捆					
	6/11								3: 窪杯10口 2: 塙2口 45: 滑海藻11斤4両			
	6/13		140: 雇土工									
	6/19						80: 桧皮8捆S 270: 藁S		115: 粉酒S			
	6/20								33: 粉酒1斗1升S			
	6/26						400: 桧皮8捆S					
	6/27				270: 桧皮葺工S				15: 滑海藻3斤S 4: 塙2口S 653: 塙8斗1升8合2夕S			
	7/1						170: 藁34捆S					
	7/3								6: 和族7斗S 35: 漆1合 57: 墨繻料琴弦3条 58: 糴1斗 30: 菓子S 60: 粉酒5升S			
	7/7		60: 桴工						7: 水葱19把 8: 大豆8把 6: 大角豆6把 10: 瓜3果 6: 茄子8果(8升)			
	7/13		50: 雇夫S									
	7/16			20: 遣使粮料S 50: 坂田愛智郡租米遣使粮料S					10: 墨壺料墨S			
	7/18						180: 藁54捆S		77: 粉酒7升S 43: 粉酒4升S 70: 粉酒5升S			
	7/20								2278: 黒米3斛SB 12: 墨4挺S			
	7/21		1000: 漕信楽殿B						43: 依繩23了S			
	7/22								100: 藁30捆S 73: 依繩73了S 113: 酒S			
	7/23		100: 桴工S				52: 藁13捆S					
	7/27								1680: 白米4俵B 1035: 黒米3俵B 630: 黒米1石5升2合B 28: 白米4升B 40: 病人頓給S			

別表2 (続き)

日付		山作所		粮功			買材など	買雑物	その他
年	月日	甲賀	田上		様工夫	駄賃			
	8/8			4200	桴工B			907:白米1石2斗1升B 555:黒米1石B	60:津神祭料B
	8/9			272: 1048: 220: 817: 869: 224: 936:	雇木工SB 雇正丁SB 雇小子SB 雇木工SB 雇正丁SB 雇小子SB 仕丁B				
	8/10							408:黒米7斗4升4合S 80:租布1丈S 49:凡紙50張S	
	8/19							280:黒米5斗S	
	9/5			20	雇画師S、可報自主典所				50:田上田直S 可報自主典所
	9/19			6860: 120: 54: 2385: 3320:	桴工功食SB 材領漕舎人食料SB 宇治雇夫功食SB 漕主典私材功食SB 漕東塔所材功食SB			60:桴工津神祭料SB 581:借請勝屋主SB	
	10/6			30	愛智郡米領粮料S				
7	1/30							84:黒米1斗2升	

備考：Sは借用、Bは売価を示す

別表3 造寺料銭用帳の借用内訳

月日	a 仕丁等 月料 薪直	b 経所仕丁功銭 経所仕丁為雇夫功 経所仕丁雇功 経所雇夫功 経所仕丁功 経所雇人功	c 経料白米売価 経所白米価 経所米売価 経米売 経所米売 経料米沽	d 白米5俵 売価	e 雑用	f 自主典宅 来木工功	g 穂積河内 之銭 穂積河内 進銭	h 銅工功	i 経所 米売直	j 奈良 雑用料
6/19	60 檢皮	270 藁			20 檢皮		115 粉酒			
6/20		33 粉酒								
6/26								400 檢皮		
6/27								270 菅檢皮様工 15 滑海藻4嶋		
7/1								170 藁		
7/3							6 和炭			
7/7		30 菓子等 60 粉酒								
7/13		50 雇夫功								
7/16		20 遣使道間粮 50 坂田愛智郡等 租米乞遣道間粮								
7/18					70 粉酒					
7/20			2278 黒米 12 下品墨							
上の内訳			240	2050						
7/21		43 俵縄	1000 為漕 信楽殿							
7/22		100 藁 73 俵縄			113 酒					
7/23					100 藁 73 俵縄					
7/27			1680 白米 1035 黒米 630 黒米 28 白米		40 病臥木工頓給					
8/8			4200 桴工功食 60 津祭料							
8/9				272 雇木工功 1048 雇正丁功 220 雇小子						
上の内訳	60		992		256	232				
8/9		817 雇木工功 869 雇正丁 224 雇小子								
上の内訳	182		1728							
8/9			936 雇役経所 仕丁功							
8/10			408 黒米		80 租布 40 凡紙					
8/19		280 黒米								
9/5					20 雇夫功料・ 可報自主典所 50 貫田上田直・ 可報自主典所					
9/19									6860 桴工功食 60 桴工等津神祭料 120 材領漕舎人食料 54 雇夫功食 2385 漕主典私材功食 3320 漕東塔所材功食 581 借請	
上の内訳									4260	8000
10/6								30 愛智郡米領 道間粮		

備考:複数種類の物品等の購入代金と、その流用財源の内訳とが異なる場合は、「上の内訳」欄に、財源ごとの内訳を記した。

別表4 米売価銭用帳

月日	下銭		支出				附	借給
	下銭	財源	米		説明	その他		
			白米	黒米				
8/10	1600		米5斛					
8/12	2550		2石5斗1850	1石550	経師等并仕丁食料	150鉄足釜1口		
	100							阿刀乙麻呂 9/14上納50文
8/15	820	560小豆2斛直 260大豆1斛直					橘守金弓	
8/16	2000		米買価				猪名部枚虫	
8/22	625		5斗325	5斗300	経師并仕丁等常食料			
8/24	660		1斛660		経師等食料			
8/28	1700	1000米直 700糯米直	2斛5斗		常食料			
	16	糯米直						借用勝屋主
9/5	2000	1875大豆直 125糯米直	買米料				猪名部枚虫	
9/7	370		5斗		常食料			
	300	300糯米直		5斗				
9/9	350	50糯米直	5斗		常食料			
9/14	1800	小豆直		3斛	常食料			
9/16	437	50米直 387小豆直	6斗3升		常食料			
9/24	600	糯価内銭		1斛	仕丁等食料			
11/22	8	人々食物代				末醬・塩		
11/29	2000						1036葛木大夫所 964上馬甘布直 即借用別当	
11/30	947	知識之					勝家主	
12/21	260					大般若經2巻		

別表5 雜物收納帳

日付	支給元	錢費	食料以外	食料
12/28	奈良寺政所	30	鍬50口 鉄50挺 麻笥2口 大笥20合 折櫃5合 明櫃2合 杓2柄 木盤30枚 片杯10口 畳5枚 折薦8枚 葛野席8枚	海藻100斤 滑海藻100斤 醬1斗 酢1斗 末醬3斗 酢滓5斗 菹9斗
1/16	上院	20		
1/20	上院	10		
1/26	奈良寺司			末醬3斗 酢滓7斗 菹1斛 酢1斗 醬1斗
2/1	愛智郡宝字5年料便折留奈良寺			庸米45斛3斗 菹1斛
2/26	奈良寺	20		黒米10斛

別表7 雑材捨皮和炭納帳における「買」注記のある品目

月日	襦褌		捨皮		量	和炭 注記
	材数	注記	冊数	注記		
1/15	296	高嶋買				
2/5	273	高嶋山買				
	205	伊賀山買				
2/9			55	三雲山買		
			6	田上山作所		
2/11			5	田上山作所		
2/19			28.5	田上山作所		
2/20			23	田上山作所		
2/21			42	田上山作所		
2/22			63	田上山作所		
2/23			60	田上山作所		
2/24			47	田上山作所		
2/25			27	田上山作所		
2/26			28	田上山作所		
2/27			3	田上山作所		
2/28			22	田上山作所		
2/29			32	田上山作所		
2/30			2	田上山作所		
3/1			9	田上山作所		
3/6	205	高嶋山買				
3/9					29斛4斗	焼炭
3/10			12	買		
3/16			2	田上山作所		
			3	田上山作所		
			5	様		
3/17					1斛6斗	額田部馬麻呂焼進
3/18					1斛2斗	額田部馬麻呂焼進
3/19			2	田上山作所	1斛5斗	額田部馬麻呂焼進
3/21			83	様		
3/22			36	田上山作所		
3/23			23	田上山作所		
3/24			36	田上大石山様		
			5	買		
3/25			30	大石山様		
3/26			12	田上山作所		
			66	大石山様		
3/27			23	田上山作所		
3/28			4	田上山作所		
3/30			3	田上山作所		
			36	大石山様		
4/1			8	田上山作所		
4/2	84	勝屋主所	18	田上山作所	1斛1斗	額田部馬麻呂進
			48	大石山様		
4/4			3	田上山作所		
4/6					1斛4斗	額田部馬麻呂焼進
4/7			24	田上山作所		
4/8			37	田上山作所		
4/9					1斛4斗	額田部馬麻呂進
4/10			21	田上山作所	1斛4斗5升	額田部馬麻呂焼進
4/11			95	秦足人買、船、一所遣		
4/12					1斛	額田部馬麻呂焼進
4/17					2斛8斗	額田部馬麻呂焼進
4/19			12	田上山作所	2斛3斗	額田部馬麻呂焼進
			66	大石山様	1斛4斗	額田部馬麻呂進
4/22					1斛5斗	額田部馬麻呂焼進
4/23			27	買秦足人、一所遣	1斛3斗	額田部馬麻呂焼進
			26	田上山作所		
4/24			103	自大石山秦足人買、一所遣		
4/25			100	自大石山秦足人買、一所遣、船	1斛6斗	額田部馬麻呂焼進
4/26			6	田上山作所		
4/28			88	自大石山秦足人買、一所遣		
				「惣秦足人買進捨皮414冊右、自大石山買進上、日毎納抜出一所、収納如件、但依繼納除勾之」		
5/12			11.5	田上山作所		
5/23	694	高嶋勝屋主				
6/6					1斛	箭作真足焼進
6/7					1斛5斗	箭作真足焼進
6/9					1斛4斗	箭作真足焼進
6/12					1斛6斗	箭作真足焼進
6/20			8	買		
7/3					4斗	買
7/11					1斛6斗	仕丁令焼
7/13					4斛8斗	令焼仕丁広嶋
7/22					1斛5斗	

別表8 日本古代銭貨の国別出土枚数

国名	無文銀銭	富本銭	和同開珎銀銭	和同開珎銅銭	開基勝宝	太平元宝	萬年通宝	神功開宝	隆平永宝	富壽神宝	承和昌宝	長年大宝	饒益神宝	貞觀永宝	寛平大宝	延喜通宝	乾元大宝	不明	合計
大和	6	73	24	1,943	32		319	922	362	151	98	99	42	53	102	80	12	258	4,576
山城	1			225			105	269	68	314	132	92	23	61	368	198	132	48	2,036
摂津	100	1		98			29	46	57	2	7	64	3	2	6	50	238	29	732
河内		2		195			30	53	38	72	12	3		1	34	31	16	7	498
和泉	1			531			3	3	4	3		3		6	2				552
伊賀				2			1	1	1		7								12
伊勢				41			27	130	5			4		1		13		17	238
志摩			2	12			1	1	19	4						1			40
尾張										3							16		19
三河				7				1				2							10
遠江				22			4		2	2									30
駿河				4			1	4	3			1			1	3			17
伊豆				1															1
甲斐				1			2	6	2					2					14
相模				2			1	4	6	8	3	3	6	2					36
武蔵				24			6	4	14	20	6	2	1	2	1	1			81
安房									1										1
上総				3			4	3	1		1	1							13
下総				9			7	8	12	9		2		1	1				49
常陸				4				2	1	2	2	2	2			1			16
近江	16		1	517			155	576	266	42	258	23	11	138	16	74	122	40	2,255
美濃			2	23															25
飛騨				1															1
信濃		2	1	20			8	12	12	13	3	1	2	3	1	8		9	95
上野				14			3	4	3	11	1	1	1	1	2	2		2	45
下野								1	1	1	1	1			1	59	10		74
陸奥				33			1	3	3	4				1					46
出羽			1	9			5	2	2	2									19
北海道				9			1	4	2	6	1			1		1			25
若狭				1			4	4				1							10
越前				22			5	30	17	7									81
加賀			2	743			45	78	25	13						3		71	980
能登				49			6	14	33	3			1					1	108
越中				2			1	6	2	2	1			1				13	25
越後				33			1	7	2	3						1			48
佐渡				1						2						2			5
丹波							5		1		3	4				2	1	5	21
丹後				1			1			2				1					5
但馬				9			3	12		2						6		3	35
因幡																			
伯耆				3														1	4
出雲			1	2												2			5
石見											1								1
隠岐																			
播磨				24			1		17	1							1	27	71
美作								1	1	1	1								4
備前				10				1											11
備中				51			8	25	15	7	1		7	3		16	1	18	152
備後									1							1	1		3
安芸								1								1			2
周防				14								4				2	39	10	69
長門				13				2	2		1			1					19
紀伊			1	55			5	21	1	2		3						18	105
淡路				2					1	1									5
阿波							3	2		1					1	22	1	13	43
讃岐				5			3	9	43	2	5	2		1		1		1	72
伊予				27			1	1		1	50			7					87
土佐							1	1		11						1			14
筑前				27			12	41	15	13	5	1		1		7	15	124	261
筑後				1						10									11
豊前				1				1								1		1	4
豊後																			
肥前								1											1
肥後				2				2	7	5	4	2						5	27
日向								1									10		11
大隅																			1
薩摩																			
壹岐																			
対馬																			
合計	124	78	35	4,848	32		819	2,318	1,068	753	607	318	102	290	537	593	614	721	13,857

備考：出土銭貨研究会による出土例の集積を鈴木公雄氏が入力したデータをもとに作成した。

参考文献

- 浅香年木、「様工とその長に関する一考察」、『史元』5、日本古代史研究会、1967年
- 大橋信彌、「信楽殿壊運所について - 天平末年の石山寺造営の背景 - 」、『佐伯有清先生古稀記念会編『日本古代の祭祀と仏教』、吉川弘文館、1995年
- 、「甲賀山作所とその川津」、『続日本紀研究』278、続日本紀研究会、1992年
- 大日方克己、「造石山寺所と儀礼・祭祀・年中行事」、『日本歴史』467、吉川弘文館、1987年
- 岡藤良敬、『日本古代造営史料の復原研究 - 造石山寺所関係文書 - 』、法政大学出版局、1985年a
- 、「造石山寺所関係文書・史料編」、『法政大学出版局、1985年b
- 、「福岡大学研究所報（人文科学）」100、福岡大学研究所、1987年
- 、「信楽板殿壊運漕の経過と経費」、『福岡大学人文論叢』25-3、福岡大学総合研究所、1993年
- 、「信楽板殿関係史料の検討 - 壊運漕費の「残務整理」 - 」、『皆川完一編『古代中世史料学研究』上、吉川弘文館、1998年
- 櫛木謙周、「律令制下における役丁資養制度 - 仕丁・衛士を中心に - 」、『富山大学人文学部紀要』8、富山大学人文学部、1984年
- 宮内庁正倉院事務所編、『正倉院古文書影印集成』1、八木書店、1988年
- 、「正倉院古文書影印集成』3、八木書店、1989年
- 、「正倉院古文書影印集成』2、八木書店、1990年a
- 、「正倉院古文書影印集成』4、八木書店、1990年b
- 、「正倉院古文書影印集成』5、八木書店、1991年
- 、「正倉院古文書影印集成』7、八木書店、1992年
- 、「正倉院古文書影印集成』6、八木書店、1993年
- 、「正倉院古文書影印集成』8、八木書店、1994年
- 、「正倉院古文書影印集成』9、八木書店、1995年
- 、「正倉院古文書影印集成』10、八木書店、1996年
- 、「正倉院古文書影印集成』11、八木書店、1997年
- 、「正倉院古文書影印集成』12、八木書店、1999年
- 、「正倉院古文書影印集成』13、八木書店、2000年
- 、「正倉院古文書影印集成』14、八木書店、2001年
- 斉藤 孝、「孝謙太上天皇勅願鏡について」、『史泉』16・17、関西大学史学会、1959年
- 柴原永遠男、「奉写大般若経所の写経事業と財政」、『奈良時代写経史研究』、塙書房、2003年
- 、「国府交易をめぐる諸問題」、『奈良時代流通経済史の研究』、塙書房、1992年a
- 、「奈良時代流通経済史の研究』、塙書房、1992年b
- 鷺森浩幸、「奈良時代における寺院造営と僧 - 東大寺・石山寺造営を中心に - 」、『ヒストリア』121、大阪歴史学会、1988年
- 、「天平宝字六年石山寺造営における人事システム - 律令制官司の一側面 - 」、『日本史研究』354、日本史研究会、1992年

- 、「八世紀の流通経済と王権 - 難波と勢多 - 」、荒木敏夫編『古代王権と交流』5、名著出版、1994年
- 田中 仁、「石山寺造営における雇傭労働力について」、『史朋』10、北海道大学東洋史談話会、1975年
- 東京大学史料編纂所編、『正倉院文書目録』一 正集、1987年
- 、「正倉院文書目録』二 続修、1988年
- 、「正倉院文書目録』三 続修後集、1994年
- 、「正倉院文書目録』四 続修別集、1999年
- 筒井迪夫、「奈良時代における山作所の管理と労働組織」、『東京大学農学部演習林報告』48、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林、1955年a
- 、「平安時代における奈良時代山作所の変質と鎌倉初期における周防杣の成立と活動」、『東京大学農学部演習林報告』50、東京大学大学院農学生命科学研究科附属演習林、1955年b
- 直木孝次郎、「様工に関する一考察」、『続日本紀研究』9-12、続日本紀研究会、1962年
- 、「様工と浮浪」、『続日本紀研究』10-2・3、続日本紀研究会、1963年
- 中野政樹、「正倉院文書「東大寺鑄鏡用度注文書」について(一)」、『MUSEUM』190、東京国立博物館、1967年a
- 、「正倉院文書「東大寺鑄鏡用度注文書」について(二)」、『MUSEUM』192、東京国立博物館、1967年b
- 西 洋子、「造石山寺所解移牒符案の復原について - 近江国愛智郡司東大寺封租米進上解案をめぐって - 」、関晃先生古稀記念会編『律令国家の構造』、吉川弘文館、1989年
- 福山敏男、「奈良朝に於ける石山寺の造営」、『日本建築史の研究』、桑名文星堂、1943年
- 、「石山寺・保良宮と良弁」、『南都仏教』31、南都仏教研究会、1973年
- 北條秀樹、「愛智郡封租米輸納をめぐる社会構成」、『日本歴史』331、吉川弘文館、1975年
- 松平年一、「石山院用材運漕に活躍する桴師」、『日本歴史』342、吉川弘文館、1976年
- 松原弘宣、「奈良時代における材木運漕 - 宇治司所と信楽殿壞運所を中心にして - 」、『続日本紀研究』184、続日本紀研究会、1976年
- 、「東大寺領勢多庄をめぐって」、『日本歴史』344、吉川弘文館、1977年
- 森田 悌、「古代の車についての小考」、『続日本紀研究』165、吉川弘文館、1973年
- 彌永貞三、「仕丁の研究」、『史学雑誌』60-4、山川出版社、1951年
- 山本幸男、「造石山所の帳簿(上) - 筆蹟の観察と記帳作業の検討 - 」、『相愛大学研究論集』14-1、相愛大学研究論集編集委員会、1997年a
- 、「造石山所の帳簿(中) - 筆蹟の観察と記帳作業の検討 - 」、『相愛大学研究論集』14-2、相愛大学研究論集編集委員会、1997年b
- 、「造石山所の帳簿(下) - 筆蹟の観察と記帳作業の検討 - 」、『相愛大学研究論集』15-1、相愛大学研究論集編集委員会、1998年a
- 、「造石山寺所の帳簿に使用された反故文書」、皆川完一編『古代中世史料学研究』上、吉川弘文館、1998年b

横田拓実、「奈良時代における石山寺の造営と大般若経書写」、石山寺文化財総合調査団編『石山寺の研究』一切経編、法蔵館、1978年

米倉久子、「様工試論 - 羽栗大山等の仕事を中心に - 」、『福岡大学大学院論集』26-1、福岡大学大学院論集刊行委員会、1994年